新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年３月

（第２回訂正分）

テモナ株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年３月29日に関東財務局長に提出し、平成29年３月30日にその届出の効力が生じております。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年３月３日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年３月21日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集240,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し92,100株（引受人の買取引受による売出し48,800株・オーバーアロットメントによる売出し43,300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年３月29日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

２．「第１　募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案した結果、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主である佐川隼人（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式43,300株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成29年３月３日開催の取締役会において、本募集とは別に、ＳＭＢＣ日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式43,300株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３　第三者割当増資について」をご参照下さい。

３．当社は、当社と元引受契約を締結した後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、6,000株を、当社従業員の福利厚生等を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　５　当社指定販売先への売付け（親引け）について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

２【募集の方法】

平成29年３月29日に決定された引受価額（2,346円）にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（2,550円）で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「273,240,000」を「281,520,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「273,240,000」を「281,520,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は281,520,000円と決定いたしました。

（注）５．の全文削除

３【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）１」を「2,550」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）１」を「2,346」に訂正
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）３」を「1,173」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）４」を「１株につき2,550」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．公募増資等の価格決定に当たりましては、2,400円以上2,550円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。
その結果、
①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、2,550円と決定いたしました。
なお、引受価額は2,346円と決定いたしました。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（2,040円）及び平成29年３月29日に決定された発行価格（2,550円）、引受価額（2,346円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、前記「２　募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「１　新規発行株式」に記載の発行数で除した金額であります。

４．申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（１株につき2,346円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

７．販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

（略）

（注）８．の全文削除

４【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

２．引受人は新株式払込金として、平成29年４月５日（水）までに払込取扱場所へ引受価額と同額（１株につき2,346円）を払込むことといたします。

３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（１株につき204円）の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

１．上記引受人と平成29年３月29日に元引受契約を締結いたしました。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「546,480,000」を「563,040,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「539,480,000」を「556,040,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（注）１．の全文削除及び２．３．の番号変更

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額556,040千円及び「１　新規発行株式」の（注）２に記載の第三者割当増資の手取概算額上限101,226千円については、以下の使途に充当する予定であります。

① 業務の効率化を目的としたシステムへの設備投資として44,000千円（平成30年９月期：44,000千円）。

② 人員増加に伴うオフィススペース拡張のための本社移転の設備投資として敷金及び保証金72,000千円、新本社の建物付属設備等に係る設備投資として25,000千円、新本社に係る家賃増加分78,600千円及び人員増加に伴う備品等の購入として8,400千円、合計184,000千円（平成29年９月期：1,600千円、平成30年９月期：132,440千円、平成31年９月期：49,960千円）。

③ 財務体質及び経営基盤安定化のため金融機関からの借入金の返済として208,320千円（平成29年９月期：41,664千円、平成30年９月期：83,328千円、平成31年９月期：83,328千円）。

④ サービスラインの拡充を目的とした新規サービスの開発費として9,300千円（平成29年９月期：9,300千円）。

⑤ 当社の今後の成長に必要な優秀な人材の確保を目的とした採用活動費及び当該人材の人件費増加分として115,047千円（平成29年９月期：31,125千円、平成30年９月期：83,922千円）。

なお、残額については、当社の今後の成長に必要な人員の採用活動費及び人件費の増加分として、平成31年９月期の採用活動費及び人件費の一部として充当する方針であります。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年３月29日に決定**された**引受価額**（2,346円）**にて、当社と元引受契約を締結**した**後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　（２）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格**2,550円**）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「120,780,000」を「**124,440,000**」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「120,780,000」を「**124,440,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果、**ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式**43,300株**の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を**行います。**

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

４．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４　ロックアップについて」をご参照下さい。

５．振替機関の名称及び住所は、前記「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）５に記載した振替機関と同一であります。

（注）３．７．の全文削除及び４．５．６．の番号変更

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１（注）２」を「**2,550**」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）２」を「**2,346**」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）２」を「**１株につき2,550**」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）３」を「**（注）３**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

２．売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

３．**元引受契約の内容**

金融商品取引業者の引受株数　　ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　48,800株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額**（１株につき204円）**の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と**平成29年３月29日に元引受契約を締結いたしました。**

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「107,167,500」を「110,415,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「107,167,500」を「110,415,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　2　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

（注）５．の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１」を「2,550」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）１」を「**１株につき**2,550」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2．売出しに必要な条件については、**平成29年３月29日に決定いたしました。**

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2　オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果、**本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）**43,300株**の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を**行います。**

これに関連して、当社はＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成29年５月２日を行使期限として付与します。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成29年５月２日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

3　第三者割当増資について

上記「2　オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のＳＭＢＣ日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成29年３月３日及び平成29年３月21日開催の取締役会において決議**し、平成29年３月29日に決定した**内容は、以下のとおりであります。

（1）	募集株式の数	当社普通株式　43,300株
（2）	払込金額	１株につき2,040円
（3）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
（4）	払込期日	平成29年５月10日（水）

（注）　割当価格は、１株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成29年３月29日に決定**いたしました。**

5　当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式のうち**6,000株について売付けることを引受人に要請し、引受人は当社の要請に基づき親引けを実施します。**

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先(親引け先)の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

＜欄内の記載の訂正＞

「ｄ．親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第１　募集要項」における募集株式のうち、10,000株を上限として、平成29年３月29日（発行価格決定日）に決定される予定。）」を「**当社普通株式　6,000株**」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、**平成29年３月29日**に決定**された**「第１　募集要項」における新規発行株式の発行価格**（2,550円）**と**同一であります。**

(4) 親引け後の大株主の状況

＜欄内の数値の訂正＞

「テモナ従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：
「10,000」を「**6,000**」に訂正

「テモナ従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「0.71」を「**0.43**」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：
「1,085,900（93,600）」を「**1,081,900**（93,600）」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「77.07（6.64）」を「**76.78**（6.64）」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

２．本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年３月３日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け**を勘案した**株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年３月

（第１回訂正分）

テモナ株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年３月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年３月３日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集240,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年３月21日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し92,100株（引受人の買取引受による売出し48,800株・オーバーアロットメントによる売出し43,300株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

２．「第１　募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、43,300株を上限として、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主である佐川隼人（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成29年３月３日開催の取締役会において、本募集とは別に、ＳＭＢＣ日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式43,300株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３　第三者割当増資について」をご参照下さい。

３．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行数のうち、10,000株を上限として、当社従業員の福利厚生等を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請**しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　５　当社指定販売先への売付け(親引け)について」をご参照下さい。**

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

４．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４　ロックアップについて」をご参照下さい。

５．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

（注）２．の全文削除及び３．４．５．６．の番号変更

2【募集の方法】

平成29年３月29日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成29年３月21日**開催**の取締役会において決定**された**会社法上の払込金額（発行価額**2,040円**）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「264,960,000」を「**273,240,000**」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「264,960,000」を「**273,240,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額**であります。**

５．**仮条件（2,400円～2,550円）の平均価格（2,475円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は594,000,000円となります。**

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）２」を「**2,040**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,400円以上2,550円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年３月29日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額**であります。**また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額**（2,040円）**及び平成29年３月29日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

８．引受価額が会社法上の払込金額**（2,040円）**を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「**ＳＭＢＣ日興証券株式会社211,400、極東証券株式会社15,300、エース証券株式会社7,700、岩井コスモ証券株式会社2,300、株式会社ＳＢＩ証券1,100、みずほ証券株式会社1,100、マネックス証券株式会社1,100**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．上記引受人と発行価格決定日（平成29年３月29日）に元引受契約を締結する予定であります。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）１．の全文削除及び２．３．の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「529,920,000」を「546,480,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「522,920,000」を「539,480,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、**仮条件（2,400円～2,550円）の平均価格（2,475円）を基礎として算出した見込額であります。**

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額539,480千円及び「1　新規発行株式」の（注）2に記載の第三者割当増資の手取概算額上限98,249千円については、以下の使途に充当する予定であります。

① 業務の効率化を目的としたシステムへの設備投資として44,000千円（平成30年９月期：44,000千円）。

② 人員増加に伴うオフィススペース拡張のための本社移転の設備投資として敷金及び保証金72,000千円、新本社の建物付属設備等に係る設備投資として25,000千円、新本社に係る家賃増加分78,600千円及び人員増加に伴う備品等の購入として8,400千円、合計184,000千円（平成29年９月期：1,600千円、平成30年９月期：132,440千円、平成31年９月期：49,960千円）。

③ 財務体質及び経営基盤安定化のため金融機関からの借入金の返済として208,320千円（平成29年９月期：41,664千円、平成30年９月期：83,328千円、平成31年９月期：83,328千円）。

④ サービスラインの拡充を目的とした新規サービスの開発費として9,300千円（平成29年９月期：9,300千円）。

⑤ 当社の今後の成長に必要な優秀な人材の確保を目的とした採用活動費及び当該人材の人件費増加分として115,047千円（平成29年９月期：31,125千円、平成30年９月期：83,922千円）。

なお、残額については、当社の今後の成長に必要な人員の採用活動費及び人件費の増加分として、平成31年９月期の採用活動費及び人件費の一部として充当する方針であります。

第２【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「117,120,000」を「120,780,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「117,120,000」を「120,780,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

6．振替機関の名称及び住所は、前記「第１　募集要項　1　新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。

7．売出価額の総額は、**仮条件（2,400円～2,550円）の平均価格（2,475円）で算出した見込額であります。**

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「103,920,000」を「107,167,500」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「103,920,000」を「107,167,500」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　1　新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。

5．売出価額の総額は、**仮条件（2,400円～2,550円）の平均価格（2,475円）で算出した見込額であります。**

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3　第三者割当増資について

上記「2　オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のＳＭＢＣ日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成29年３月３日**及び平成29年３月21日**開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

（1）	募集株式の数	当社普通株式　43,300株
（2）	払込金額	**１株につき2,040円**
（3）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
（4）	払込期日	平成29年５月10日（水）

（注）　割当価格は、１株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成29年３月29日に決定します。

（注）１．の全文及び２．の番号削除

4　ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成29年10月２日）までの期間、売却等を行わない旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当て等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

5　当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式のうち10,000株を上限として売付けることを引受人に要請**しております。**

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

ａ．親引け先の概要	**テモナ従業員持株会（理事長　　田村　耕一） 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号東建インターナショナルビル本館９階**
ｂ．当社と親引け先との関係	**当社の従業員持株会であります。**
ｃ．親引け先の選定理由	**従業員の福利厚生のためであります。**
ｄ．親引けしようとする株式の数	**未定（「第１　募集要項」における募集株式のうち、10,000株を上限として、平成29年３月29日（発行価格決定日）に決定される予定。）**
ｅ．株券等の保有方針	**長期保有の見込みであります。**
ｆ．払込みに要する資金等の状況	**払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。**
ｇ．親引け先の実態	**当社の従業員で構成する従業員持株会であります。**

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「４　ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成29年３月29日）に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ｇａｔｚ	東京都渋谷区神宮前六丁目28番９号　東武ビル６階	520,000	44.48	520,000	36.91
佐川　隼人	東京都大田区	474,000 (14,000)	40.55 (1.20)	427,200 (14,000)	30.32 (0.99)
中野　賀通	埼玉県川口市	40,000 (20,000)	3.42 (1.71)	40,000 (20,000)	2.84 (1.42)
鈴木　隆廉	千葉県千葉市中央区	20,000 (20,000)	1.71 (1.71)	20,000 (20,000)	1.42 (1.42)
株式会社ファインドスター	東京都千代田区三崎町一丁目４番17号	15,000	1.28	15,000	1.06
宮崎　善輝	東京都新宿区	14,600 (14,600)	1.25 (1.25)	14,600 (14,600)	1.04 (1.04)
テモナ従業員持株会	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号　東建インターナショナルビル本館９階	―	―	10,000	0.71
NOS Ventures, LLC	55 East Third Avenue, San Mateo CA	9,100	0.78	9,100	0.65
渡邊　一正	大阪府豊中市	5,000	0.43	5,000	0.35
金木　友宏	千葉県船橋市	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)	5,000 (5,000)	0.35 (0.35)
西山　光彦	東京都港区	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)	5,000 (5,000)	0.35 (0.35)
梅原　翔吾	千葉県浦安市	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)	5,000 (5,000)	0.35 (0.35)
高橋　和樹	東京都大田区	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)	5,000 (5,000)	0.35 (0.35)
原戸　晴奈	東京都品川区	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)	5,000 (5,000)	0.35 (0.35)
計	―	1,122,700 (93,600)	96.04 (8.01)	1,085,900 (93,600)	77.07 (6.64)

（注）１．所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年３月３日現在のものであります。

２．本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年３月３日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（10,000株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

３．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

４．（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

平成29年3月

TEMONA

テモナ株式会社

1.　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式489,600千円（見込額）の募集及び株式117,120千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式103,920千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を平成29年３月３日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

　したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

　なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2.　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

テモナ株式会社

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

1 理念及び使命

TEMONA

理念（ビジョン）

ビジネスと暮らしを“てもなく*”する

使命（ミッション）

事業者から支持され、生活者から愛される
「B with B with C 企業」を目指す

＊「簡単に、たやすく」を意味する日本語の古語

2 提供サービス

TEMONA

EC支援事業というセグメントにおいて、ネットショップのリピーター育成をコンセプトにした定期通販専用のショッピングカートシステム「たまごリピート」及びウェブサイトの成約率向上を目的としたweb接客ツール「ヒキアゲール」の2つのサービスを提供しております。

また、「たまごリピート」のサブスクリプションコマース向けのブランドとして「たまごサブスクリプション」を提供しております。

TEMONA

リピートITに特化したサービス

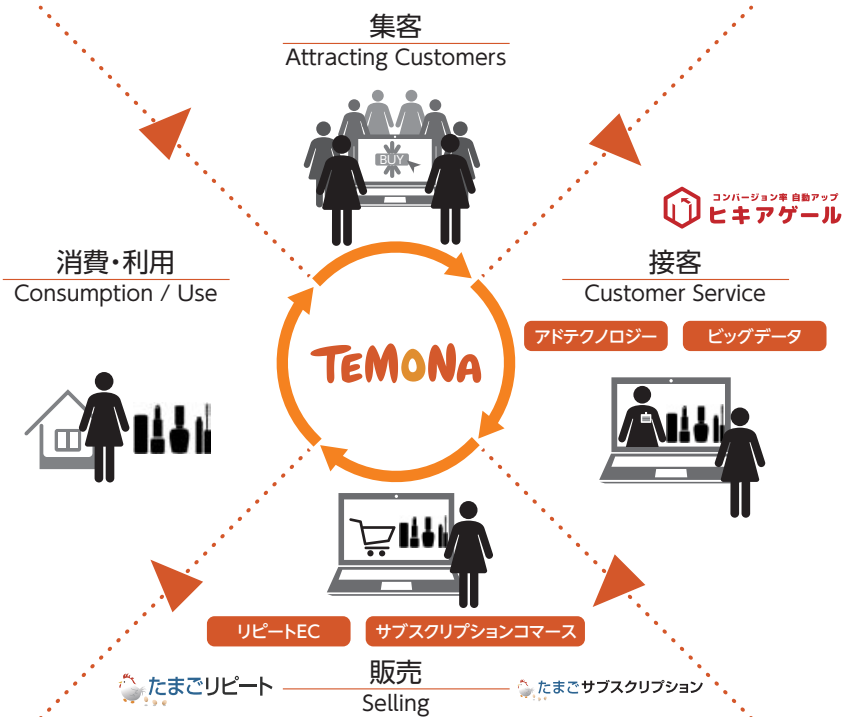
たまごリピート

コンバージョン率 自動アップ
ヒキアゲール

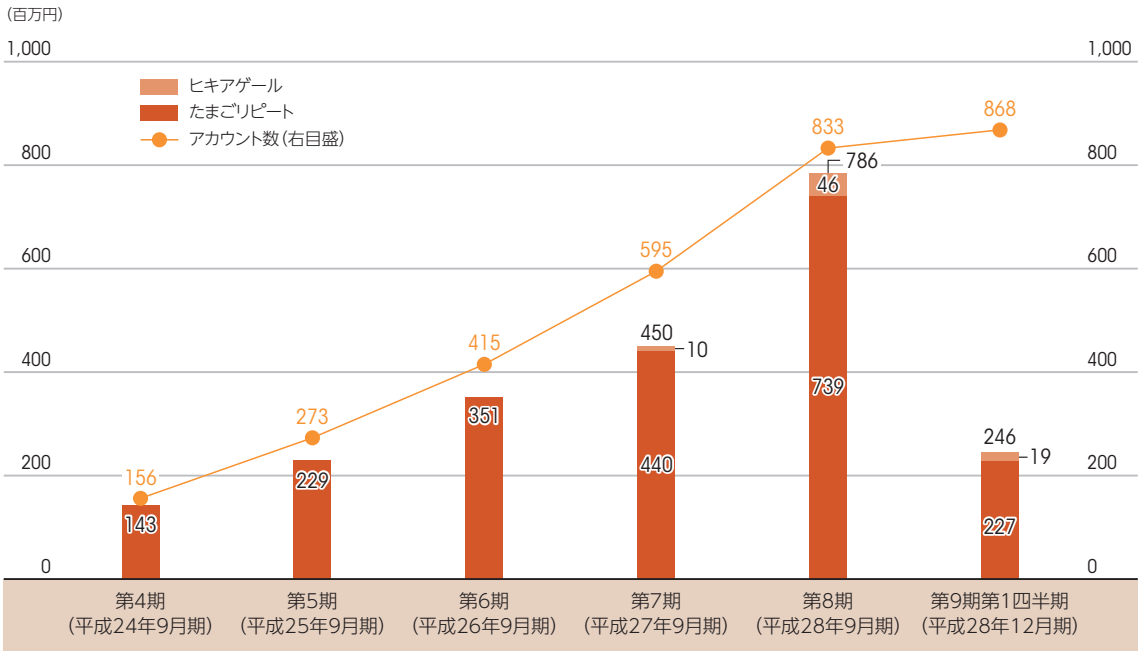
たまごサブスクリプション

3 サービス領域

EC支援事業におけるサービス領域を集客、接客、販売、消費・利用の4つに分類しており、現在は接客領域の「ヒキアゲール」と、販売領域の「たまごリピート」及び「たまごサブスクリプション」を開発・提供しております。



≫ 売上高及びアカウント数の推移



(注) 1. 第6期以前の売上高には、消費税等が含まれており、第7期以降の売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. アカウント数は、月額利用料の課金が発生している課金アカウント数を記載しております。

◆たまごリピート

概　要

「たまごリピート」は、ネットショップの購入者をリピーターに育て上げることをコンセプトにしたショッピングカート付リピート通販専用WEBサービスであります。インターネット通販において定期購入や頒布会などの事業を拡大するためには、受注・決済・出荷・販売促進・顧客管理・分析といったプロセスを効果的に実行することが重要となります。

「たまごリピート」は、基幹システムとしてこれらの情報を一元的に集約して管理・運用することで、業務効率を向上させるとともに、分析結果に基づく販売促進活動を自動で行うことで、購入者を適切にフォローし、リピーターへと育てます。

当該サービスは、商品を定期的に届けるという性質を持つリピート通販に特化したサービスであるため、導入しているEC事業者の多くは化粧品や健康食品、サプリメント等の日用品を取り扱っております。

また、平成28年7月より、化粧品や健康食品といった日用品の領域から、本やアパレル等あらゆる商材への進出を目的に、「たまごリピート」のシステムを活用してサブスクリプションコマース(注)を行うサービスとして「たまごサブスクリプション」の提供を開始しております。

「たまごリピート」は、当社のメインサービスであり、平成28年12月末現在、1,000万人分を超える注文情報が登録されており、744アカウントの導入をいただいております。

(注)サブスクリプションコマース：定額料金を支払うことで、ネットショップのオススメ商品が届くという新たな定期購入の販売モデルです。「洋服、靴、アクセサリー、化粧品」といったトレンドが重視される商品をモデルやデザイナーが厳選して届ける形式、「本、雑貨、嗜好品」等好みが分かれる商材を消費者の趣向に合わせて届ける形式が特に人気であります。

主な機能

①ショッピングカート機能

ネットショップを訪れたユーザーが注文したい商品を選択し、買い物かごへ入れた商品の総数、総額、送料、消費税、手数料などの計算や、申込者氏名・住所・電話番号・配送日時・決済方法などのデータを、一元管理する機能

②コールセンター機能

通信販売事業者が利用するコールセンターにおける受注や問い合わせといった顧客対応を想定した機能を搭載

管理画面にログインできるアカウントは無制限に発行でき、アカウントごとに各機能の利用を制限することが可能

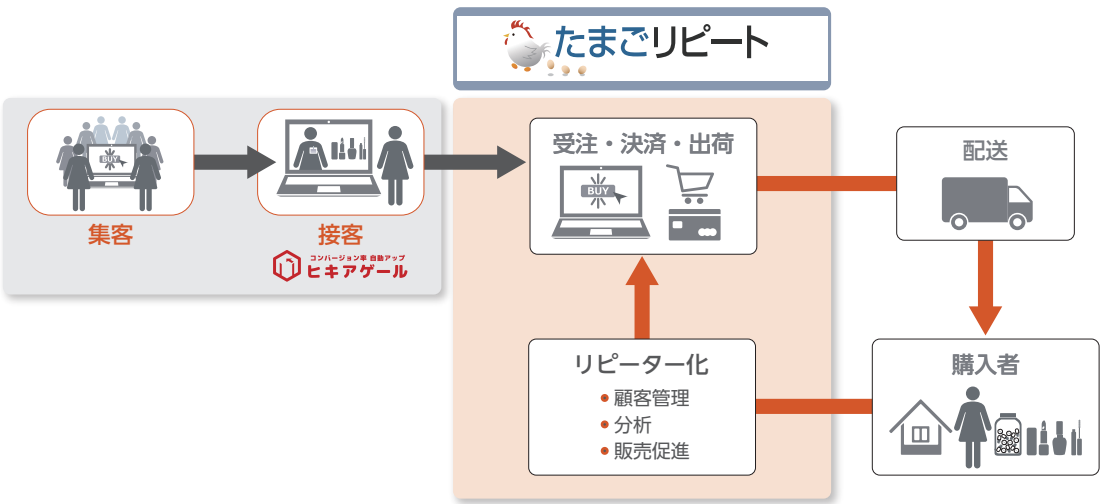
③顧客管理機能

顧客情報や注文情報を管理・分析し、適切なプロモーションが行われるように、管理・実行する機能

④決済・出荷管理機能

カード払い、各種後払い、代引き等といった決済に対応

納品書、ピッキングリスト、配送データ作成等の出荷管理機能及び入金管理機能も搭載しており、商品の発送と入金の状況をまとめて管理することが可能



◆ヒキアゲール

概　要

「ヒキアゲール」は、WEB上において、対面での接客と同じように一人ひとりに合わせた対応を行うことで広告効果を上げ、成約率を向上させることを目的とした販売促進ツールであります。

消費者がWEBサイトを訪れた際に、訪問回数や過去の購入情報などのデータを分析し、分析結果を元に事前に設定したシナリオに沿って画面表示を最適化しております。累積1,000アカウント（解約済みのアカウント数を含む）を超えるEC事業者への「たまごリピート」の提供を通して培ったノウハウをもとにした成約率向上施策メニューを用意しており、このメニューの中から顧客ごとに最適な施策が実行できるよう提案を行っております。

「ヒキアゲール」は、平成28年12月末時点で124アカウントの導入をいただいております。

主な機能

①顧客属性セグメント機能

購入商品、WEBサイト訪問回数、商品購入回数などの情報をもとに、顧客の属性をセグメントする機能

②ナビゲーション機能

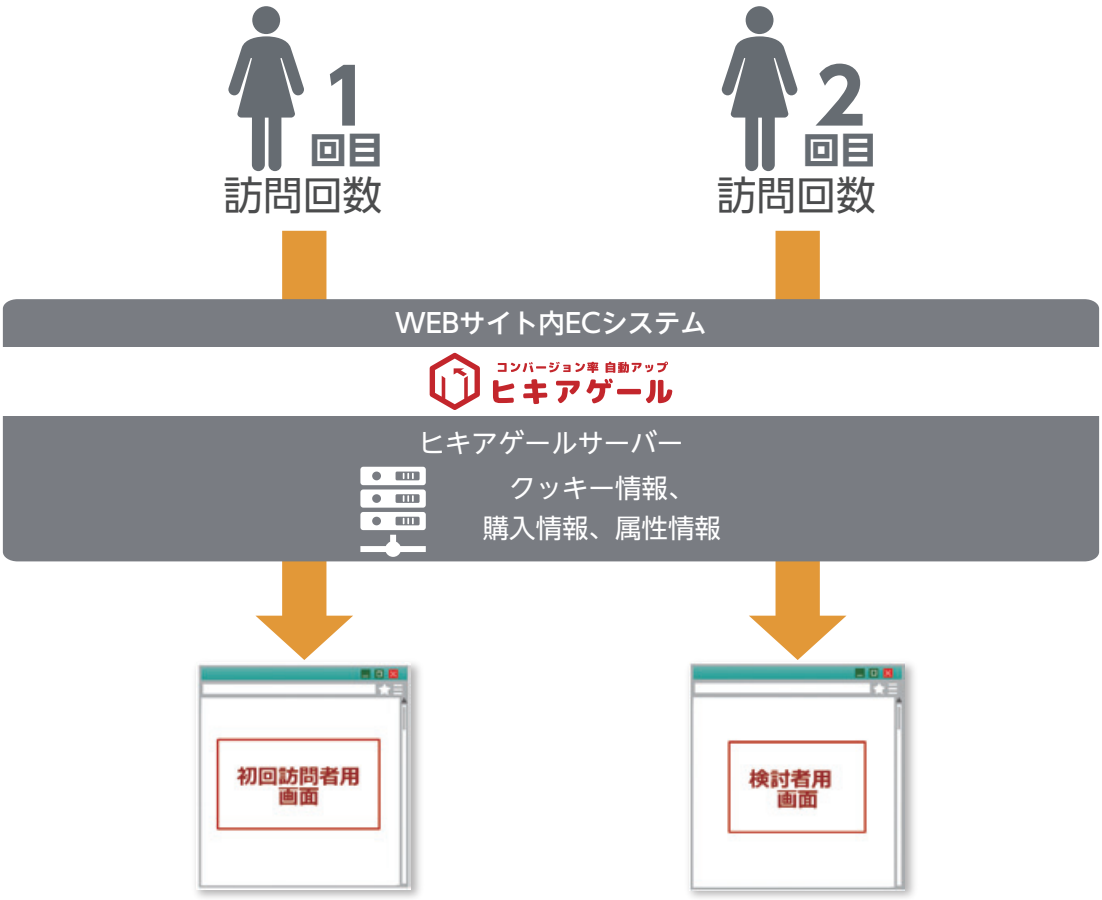
セグメントした顧客に対して、一人ひとりの属性に合わせてWEB上の画面を変更する機能

③効果測定機能

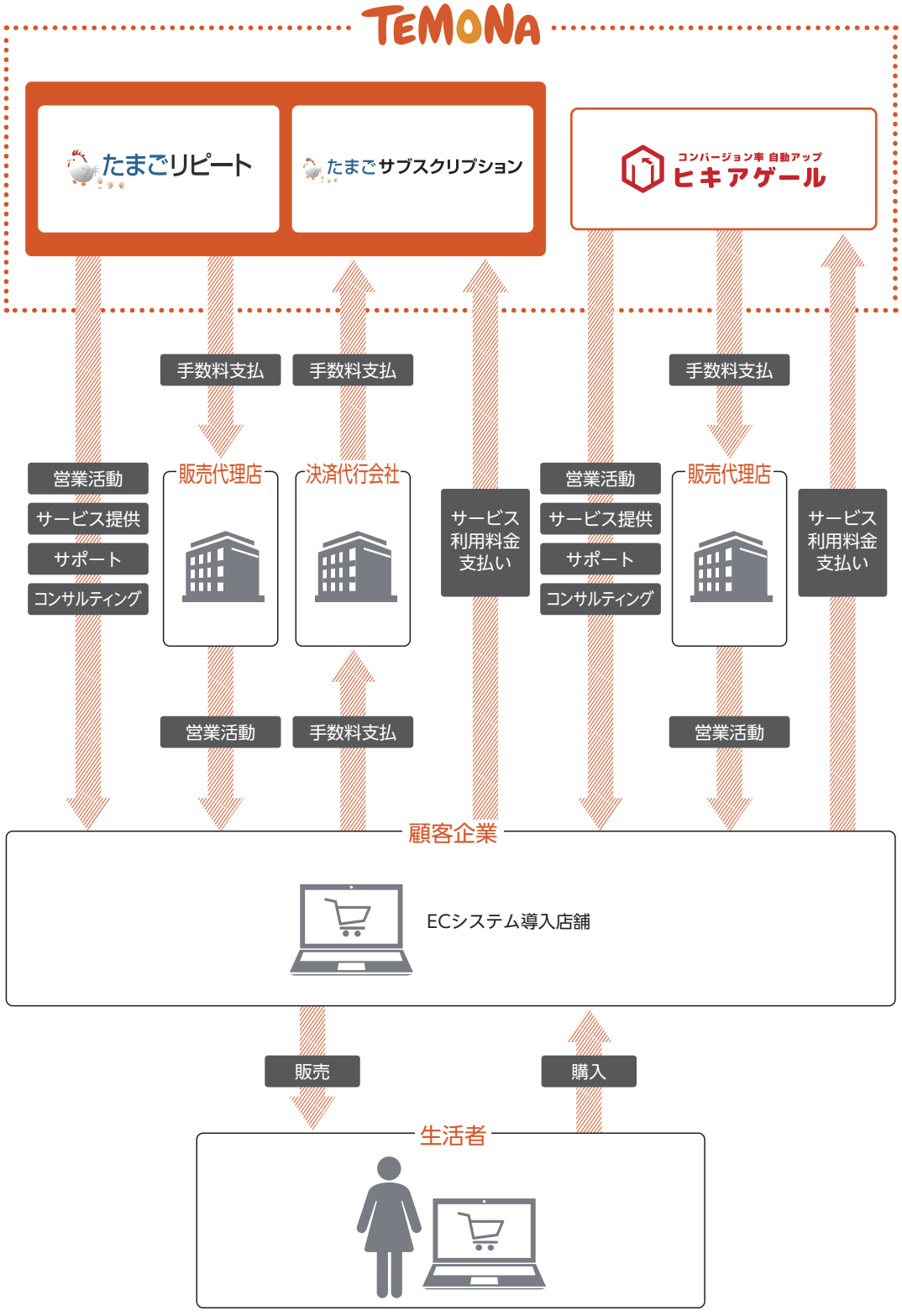
ナビゲーションごとの効果を測定する機能

④顧客データ収集機能

WEBサイトに訪れた顧客のデータを継続的に収集する機能



事業系統図


TEMONA
たまごリピート
たまごサブスクリプション
コンバージョン率 自動アップ
ヒキアゲール
手数料支払
手数料支払
手数料支払
営業活動
サービス提供
サポート
コンサルティング
販売代理店
決済代行会社
サービス利用料金支払い
営業活動
サービス提供
サポート
コンサルティング
販売代理店
サービス利用料金支払い
営業活動
手数料支払
営業活動
顧客企業
ECシステム導入店舗
販売
購入
生活者

5 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

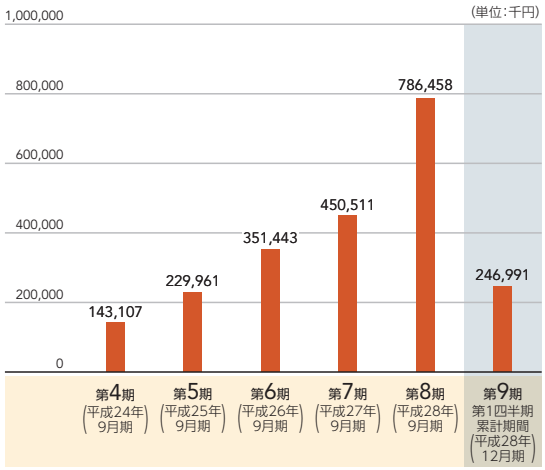
(単位:千円)

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第1四半期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成28年12月
売上高		143,107	229,961	351,443	450,511	786,458	246,991
経常利益		9,645	33,422	92,268	47,131	126,894	51,108
当期(四半期)純利益		6,695	20,821	59,414	39,968	87,087	34,137
持分法を適用した場合の投資利益		―	―	―	―	―	―
資本金		10,000	10,000	10,000	20,500	20,500	20,500
発行済株式総数	(株)	1,000	1,000	1,000	1,035,000	1,035,000	1,035,000
純資産額		19,848	40,669	100,117	161,052	249,767	283,904
総資産額		90,463	130,611	262,414	462,164	808,501	831,047
1株当たり純資産額	(円)	19,848.48	40,669.59	100,117.32	155.60	239.74	―
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	6,695.37	20,821.10	59,414.43	39.96	84.14	32.98
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	―	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	21.9	31.1	38.2	34.8	30.7	34.0
自己資本利益率	(%)	40.6	68.8	84.4	30.6	42.6	―
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―	―
配当性向	(%)	―	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー		―	―	―	92,343	162,751	―
投資活動によるキャッシュ・フロー		―	―	―	△19,887	△18,098	―
財務活動によるキャッシュ・フロー		―	―	―	87,876	152,637	―
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高		―	―	―	317,647	614,938	―
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	9 (―)	15 (―)	19 (2)	26 (2)	38 (4)	― (―)

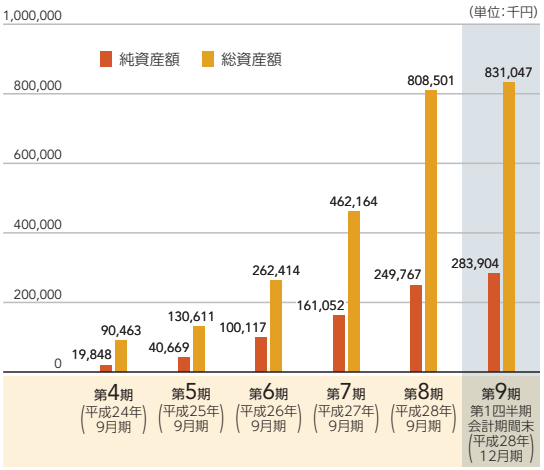
(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、売上高に消費税等が含まれております。
3. 第7期、第8期及び第9期第1四半期の財務諸表及び四半期財務諸表については、売上高に消費税等は含まれておりません。
4. 第5期、第6期及び第7期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。第4期及び第8期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。なお、第7期中に関連会社株式を売却し、関連会社がなくなっております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 当社は、第7期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第4期、第5期及び第6期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を(　)外数で記載しております。
10. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、第9期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
なお、第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
11. 第9期第1四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期第1四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第9期第1四半期会計期間末の数値を記載しております。
12. 平成27年9月15日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
13. 当社は、平成27年9月15日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現　日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
1株当たり純資産額	(円)	19.84	40.66	100.11	155.60	239.74
1株当たり当期純利益金額	(円)	6.69	20.82	59.41	39.96	84.14
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	―	―	―	―	―
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)

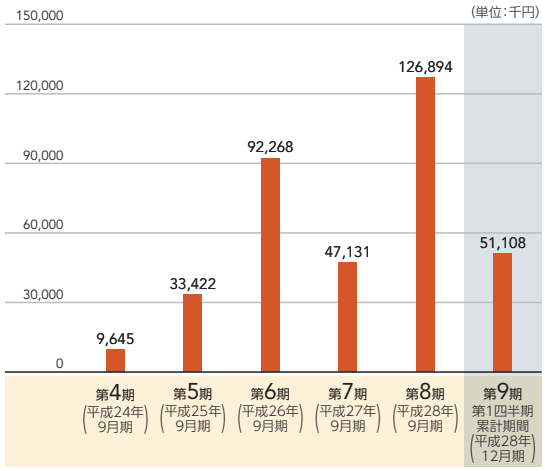
売上高



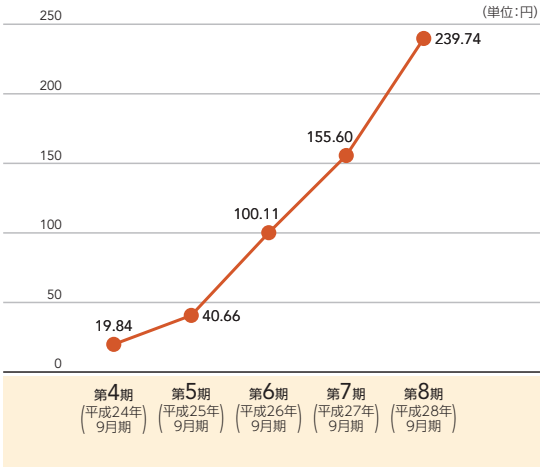
純資産額／総資産額



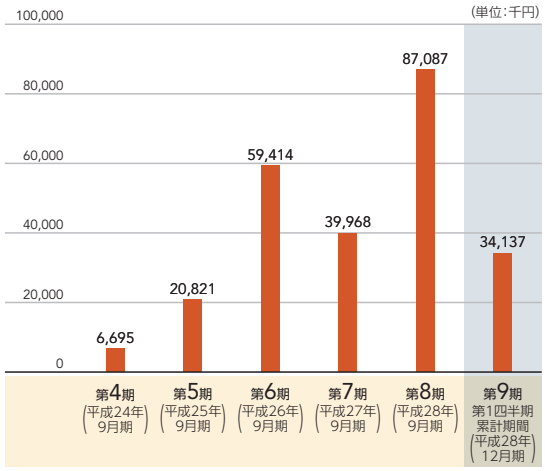
経常利益



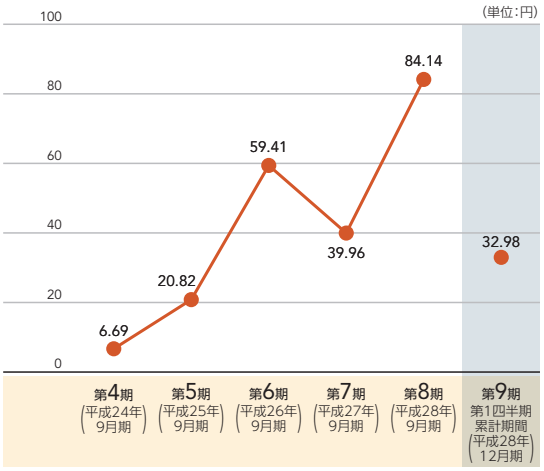
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益



1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注)当社は、平成27年9月15日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額」の各グラフでは、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を掲載しております。

目次

頁

表紙

第一部　証券情報 …… 1

第１　募集要項 …… 1

１．新規発行株式 …… 1

２．募集の方法 …… 2

３．募集の条件 …… 3

４．株式の引受け …… 4

５．新規発行による手取金の使途 …… 5

第２　売出要項 …… 6

１．売出株式（引受人の買取引受による売出し） …… 6

２．売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） …… 7

３．売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） …… 8

４．売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） …… 9

募集又は売出しに関する特別記載事項 …… 10

第二部　企業情報 …… 12

第１　企業の概況 …… 12

１．主要な経営指標等の推移 …… 12

２．沿革 …… 14

３．事業の内容 …… 15

４．関係会社の状況 …… 19

５．従業員の状況 …… 19

第２　事業の状況 …… 20

１．業績等の概要 …… 20

２．生産、受注及び販売の状況 …… 22

３．対処すべき課題 …… 23

４．事業等のリスク …… 25

５．経営上の重要な契約等 …… 29

６．研究開発活動 …… 29

７．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 30

第３　設備の状況 …… 32

１．設備投資等の概要 …… 32

２．主要な設備の状況 …… 32

３．設備の新設、除却等の計画 …… 32

第４　提出会社の状況 …… 33

１．株式等の状況 …… 33

２．自己株式の取得等の状況 …… 43

３．配当政策 …… 43

４．株価の推移 …… 43

５．役員の状況 …… 44

６．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 46

第５　経理の状況 …… 51
１．財務諸表等 …… 52
(1) 財務諸表 …… 52
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 87
(3) その他 …… 88
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 89
第７　提出会社の参考情報 …… 90
１．提出会社の親会社等の情報 …… 90
２．その他の参考情報 …… 90
第四部　株式公開情報 …… 91
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 91
第２　第三者割当等の概況 …… 92
１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 92
２．取得者の概況 …… 94
３．取得者の株式等の移動状況 …… 96
第３　株主の状況 …… 97
［監査報告書］ …… 99

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年３月３日
【会社名】	テモナ株式会社
【英訳名】	TEMONA.inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　佐川　隼人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03 - 6635 - 6452
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　　鈴木　隆廉
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03 - 6635 - 6452
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　　鈴木　隆廉
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　489,600,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し　117,120,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し　103,920,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	240,000（注）２	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、１単元の株式数は100株であります。

（注）１．平成29年３月３日開催の取締役会決議によっております。

２．発行数については、平成29年３月21日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

３．「第１　募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、43,300株を上限として、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主である佐川隼人（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成29年３月３日開催の取締役会において、本募集とは別に、ＳＭＢＣ日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式43,300株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３　第三者割当増資について」をご参照下さい。

４．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行数のうち、10,000株を上限として、当社従業員の福利厚生等を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

５．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４　ロックアップについて」をご参照下さい。

６．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

2【募集の方法】

平成29年３月29日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成29年３月21日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	240,000	489,600,000	264,960,000
計（総発行株式）	240,000	489,600,000	264,960,000

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成29年３月３日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成29年３月29日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は576,000,000円となります。

3【募集の条件】

（1）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1	未定 （注）1	未定 （注）2	未定 （注）3	100	自　平成29年３月30日(木) 至　平成29年４月４日(火)	未定 （注）4	平成29年４月５日(水)

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、平成29年３月21日に仮条件を提示する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年３月29日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年３月21日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成29年３月29日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、前記「２　募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「１　新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成29年３月29日に決定する予定であります。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、平成29年４月６日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、平成29年３月22日から平成29年３月28日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行　渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目７番４号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、平成29年４月５日（水）までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目６番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号		
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	－	240,000	－

（注）１．各引受人の引受株式数は、平成29年３月21日に決定する予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日（平成29年３月29日）に元引受契約を締結する予定であります。
３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
529,920,000	7,000,000	522,920,000

（注）1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,400円）を基礎として算出した見込額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額522,920千円及び「1　新規発行株式」の（注）3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限95,271千円については、以下の使途に充当する予定であります。

① 業務の効率化を目的としたシステムへの設備投資として44,000千円（平成30年９月期：44,000千円）。

② 人員増加に伴うオフィススペース拡張のための本社移転の設備投資として敷金及び保証金72,000千円、新本社の建物付属設備等に係る設備投資として25,000千円、新本社に係る家賃増加分78,600千円及び人員増加に伴う備品等の購入として8,400千円、合計184,000千円（平成29年９月期：1,600千円、平成30年９月期：132,440千円、平成31年９月期：49,960千円）。

③ 財務体質及び経営基盤安定化のため金融機関からの借入金の返済として208,320千円（平成29年９月期：41,664千円、平成30年９月期：83,328千円、平成31年９月期：83,328千円）。

④ サービスラインの拡充を目的とした新規サービスの開発費として9,300千円（平成29年９月期：9,300千円）。

⑤ 当社の今後の成長に必要な優秀な人材の確保を目的とした採用活動費及び当該人材の人件費増加分として115,047千円（平成29年９月期：31,125千円、平成30年９月期：83,922千円）。

なお、残額については、当社の今後の成長に必要な人員の採用活動費及び人件費の増加分として、平成31年９月期の採用活動費及び人件費の一部として充当する方針であります。

（注）設備投資資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年３月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　（２）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	48,800	117,120,000	東京都大田区 佐川　隼人 46,800株 東京都世田谷区砧八丁目30番１号 株式会社コバ 2,000株
計(総売出株式)	－	48,800	117,120,000	－

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

２．本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

３．売出数等については今後変更される可能性があります。

４．本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、43,300株を上限として、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

５．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４　ロックアップについて」をご参照下さい。

６．振替機関の名称及び住所は、前記「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）６に記載した振替機関と同一であります。

７．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,400円）で算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）１ （注）２	未定 （注）２	自　平成29年 ３月30日(木) 至　平成29年 ４月４日(火)	100	未定 （注）２	引受人の本店及び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目 ３番１号 ＳＭＢＣ日興証券株式会社	未定 （注）３

（注）１．売出価格の決定方法は、前記「第１　募集要項　３　募集の条件　（２）ブックビルディング方式」の（注）１と同様であります。

２．売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

３．引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年３月29日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

５．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．上記引受人の販売方針は、前記「第１　募集要項　３　募集の条件　（２）ブックビルディング方式」の（注）７に記載した販売方針と同様であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	43,300	103,920,000	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 ＳＭＢＣ日興証券株式会社
計(総売出株式)	－	43,300	103,920,000	－

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

２．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

３．本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

４．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）６に記載した振替機関と同一であります。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,400円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）１	自　平成29年 ３月30日(木) 至　平成29年 ４月４日(火)	100	未定 （注）１	ＳＭＢＣ日興証券株式会社の本店及び全国各支店	－	－

（注）１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

２．売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成29年３月29日）に決定する予定であります。

３．ＳＭＢＣ日興証券株式会社の販売方針は、前記「第２　売出要項　２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　（２）ブックビルディング方式」の（注）７に記載した販売方針と同様であります。

４．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

５．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1　東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第１　募集要項」における新規発行株式及び前記「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、ＳＭＢＣ日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2　オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、43,300株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成29年５月２日を行使期限として付与します。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成29年５月２日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成29年３月29日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3　第三者割当増資について

上記「２　オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のＳＭＢＣ日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成29年３月３日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

（１）	募集株式の数	当社普通株式　43,300株
（２）	払込金額	未定（注）１
（３）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）２
（４）	払込期日	平成29年５月10日（水）

（注）１．　払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額（会社法上の払込金額）と同一といたします。
２．　割当価格は、１株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成29年３月29日に決定します。

4　ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である佐川隼人、売出人である株式会社コバ、当社株主かつ当社役員である中野賀通、当社株主である株式会社gatz、株式会社ファインドスター及び渡邊一正、当社役員かつ当社新株予約権者である鈴木隆廉及び宮崎善輝並びに当社新株予約権者である金木友宏、西山光彦、梅原翔吾、高橋和樹及び原戸晴奈は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成29年10月２日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるNOS Ventures, LLC及び株式会社MSERRTは、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成29年７月４日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当て等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

5　当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式のうち10,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第２条第２項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月		平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月
売上高	（千円）	143,107	229,961	351,443	450,511	786,458
経常利益	（千円）	9,645	33,422	92,268	47,131	126,894
当期純利益	（千円）	6,695	20,821	59,414	39,968	87,087
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	10,000	10,000	10,000	20,500	20,500
発行済株式総数	（株）	1,000	1,000	1,000	1,035,000	1,035,000
純資産額	（千円）	19,848	40,669	100,117	161,052	249,767
総資産額	（千円）	90,463	130,611	262,414	462,164	808,501
１株当たり純資産額	（円）	19,848.48	40,669.59	100,117.32	155.60	239.74
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益金額	（円）	6,695.37	20,821.10	59,414.43	39.96	84.14
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	21.9	31.1	38.2	34.8	30.7
自己資本利益率	（％）	40.6	68.8	84.4	30.6	42.6
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（％）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	92,343	162,751
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△19,887	△18,098
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	87,876	152,637
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	－	－	317,647	614,938
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	9 （－）	15 （－）	19 （2）	26 （2）	38 （4）

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．第４期、第５期及び第６期の財務諸表については、売上高に消費税等が含まれております。

３．第７期及び第８期の財務諸表については、売上高に消費税等は含まれておりません。

４．第５期、第６期及び第７期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。第４期及び第８期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。なお、第７期中に関連会社株式を売却し、関連会社がなくなっております。

５．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

６．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

７．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

８．当社は、第７期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第４期、第５期及び第６期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

９．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

10. 第７期及び第８期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第４期、第５期及び第６期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

11. 平成27年９月15日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

12. 当社は、平成27年９月15日付で株式１株につき1,000株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第４期、第５期及び第６期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

		第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
		平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月
１株当たり純資産額	（円）	19.84	40.66	100.11	155.60	239.74
１株当たり当期純利益金額	（円）	6.69	20.82	59.41	39.96	84.14
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	（円）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

2【沿革】

設立後の事業の推移等の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
平成20年10月	東京都江東区新木場において、TEMONA株式会社（資本金２百万円）を設立。
平成21年７月	業務拡大のため、東京都江東区東陽へ本社を移転。
平成21年９月	インターネット通販の定期購入・頒布会に特化したショッピングカート付リピート通販専用WEBサービス「たまごカート」を発売開始。
平成22年２月	「たまごカート」のアップグレード後、名称を「たまごカートplus+」へ変更。
平成22年９月	業務拡大のため、東京都江東区青海へ本社を移転。
平成23年１月	資本金を５百万円に増資。
平成23年11月	資本金を10百万円に増資。
平成24年９月	業務拡大のため、東京都渋谷区渋谷三丁目へ本社を移転。
平成24年12月	ファインドスターグループのスタークス株式会社に資本参加。
平成26年３月	「たまごカートplus+」から「たまごリピート」へ名称変更。
平成26年10月	ウェブ接客ツール「ヒキアゲール」販売開始。
平成27年３月	業務拡大のため、東京都渋谷区渋谷二丁目へ本社を移転。
平成27年９月	資本金を20百万円に増資。
平成27年10月	「ヒキアゲール」の大幅アップグレードが完了。
平成28年７月	「たまごリピート」の別ブランドとして「たまごサブスクリプション」販売開始。
平成28年10月	「テモナ株式会社」に商号変更。
平成28年10月	オウンドメディア「URARA」公開。

3【事業の内容】

当社は、平成20年10月の設立後、受託開発事業を開始し、主にECサイトを制作してまいりました。その過程で多くのEC事業者と接触し、定期通販というビジネスモデルの魅力と、定期通販のためのシステムの高い需要に気づき、「たまごカート（現たまごリピート）」の開発を開始いたしました。そして、平成21年９月にインターネット通販の定期購入・頒布会に特化したショッピングカート付リピート通販専用WEBサービスとなる「たまごカート（現たまごリピート）」のサービスを開始し、以降、現在に至るまで、リピートを当社の強みとして、消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場においてEC事業者支援サービスを提供してまいりました。

当社は、事業者のビジネスと生活者の暮らしを“てもなく”（※１）することを理念に、事業者から支持され、生活者から愛される“B with B with C 企業”となることを使命に掲げております。その実現のため、「リピート」×「IT」をコアコンピタンスとしたストック型のビジネスモデル（※２）の普及を目指し、ECの販売サイクルである集客、接客、販売、消費・利用の全ての領域においてリピートに特化したサービスを提供するトータルソリューションプロバイダとなるべく事業を展開しております。

当社の事業はEC支援事業の単一セグメントでありますが、提供する主なサービスは、EC事業者を対象に、リピート通販に特化した「たまごリピート」、「ヒキアゲール」の２つであります。利用料金を月額で定めており、継続的な売上が積み重なっていくストック型のビジネスモデルであります。

「たまごリピート」及び「ヒキアゲール」のアカウント数推移は下記のとおりであります。

年月	平成24年９月末	平成25年９月末	平成26年９月末	平成27年９月末	平成28年９月末	平成28年12月末
アカウント数（※3）	156	273	415	595	833	868

（※１）古くからの日本語である「てもなく（手も無く）」は、「簡単に、たやすく」という意味。当社の社名の由来であり、「ビジネスと暮らしを〝てもなく〟する」は、当社の経営理念でもあります。

（※２）定期的に取引が発生するビジネスモデルを当社ではストック型のビジネスモデルと呼んでおります。一方で、取引が一度きりの流動的なビジネスモデルを当社ではフロー型のビジネスモデルと呼んでおります。

（※３）月額利用料の課金が発生している「たまごリピート」及び「ヒキアゲール」の課金アカウント総数であります。

（たまごリピート）

（１）概要

「たまごリピート」は、ネットショップの購入者をリピーターに育て上げることをコンセプトにしたショッピングカート付リピート通販専用WEBサービスであります。インターネット通販において定期購入や頒布会などの事業を拡大するためには、受注・決済・出荷・販売促進・顧客管理・分析といったプロセスを効果的に実行することが重要となります。

「たまごリピート」は、基幹システムとしてこれらの情報を一元的に集約して管理・運用することで、業務効率を向上させるとともに、分析結果に基づく販売促進活動を自動で行うことで、購入者を適切にフォローし、リピーターへと育てます。

当該サービスは、商品を定期的に届けるという性質を持つリピート通販に特化したサービスであるため、導入しているEC事業者の多くは化粧品や健康食品、サプリメント等の日用品を取り扱っております。

また、平成28年７月より、化粧品や健康食品といった日用品の領域から、本やアパレル等あらゆる商材への進出を目的に、「たまごリピート」のシステムを活用してサブスクリプションコマース（注１）を行うサービスとして、「たまごサブスクリプション」の提供を開始しております。

「たまごリピート」のシステムはSaaS（注２）で提供しており、収益は月額利用料及び決済手数料が主となります。月額利用料は毎月のシステム利用料、決済手数料はシステムを通じた決済金額に関する決済代行会社の手数料収入のうち当社との契約に基づく一定の料率を乗じた金額が当社の収益となります。

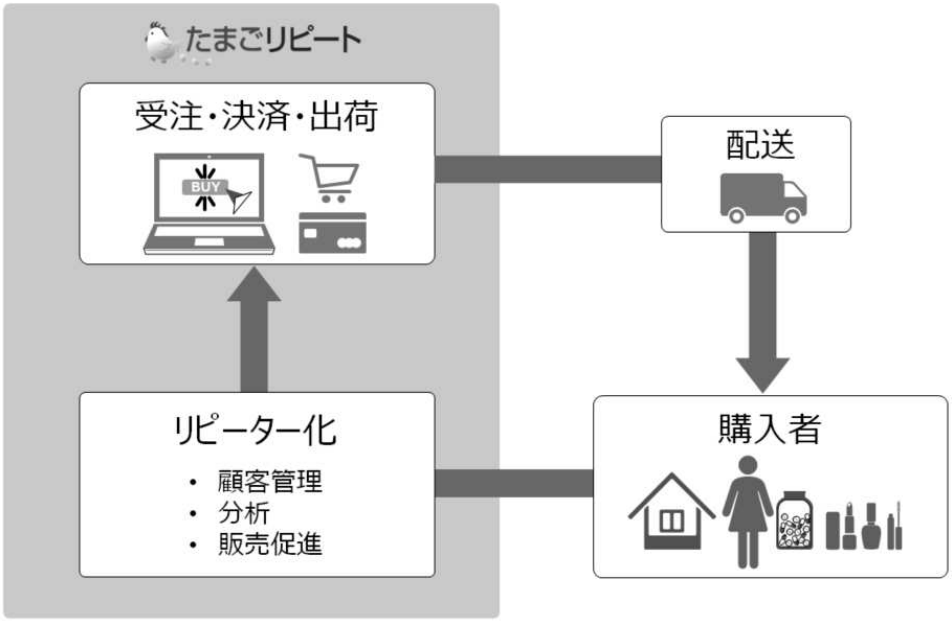
「たまごリピート」は当社のメインサービスであり、平成27年（暦年）の流通総額（サービスを利用しているEC事業者の販売総額）は587億円であります。当該期間における当社顧客であるEC事業者の属する市場別の流通総額としましては、食品・飲料・酒類市場が369億円、化粧品・医薬品市場が206億円と大部分を占めております。また、第８期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）においては832億円（前期比26.8％増）となっており堅調に増加しております。

平成28年12月末現在、「たまごリピート」は、1,000万人分を超える注文情報が登録されており、744アカウントの導入をいただいております。

（注１）定額料金を支払うことで、ネットショップのオススメ商品が届くという新たな定期購入の販売モデルです。「洋服、靴、アクセサリー、化粧品」といったトレンドが重視される商品をモデルやデザイナーが厳選して届ける形式、「本、雑貨、嗜好品」等好みが分かれる商材を消費者の趣向に合わせて届ける形式が特に人気であります。

（注２）ソフトウェアの機能のうち、ユーザーが必要とする機能をインターネット経由で利用できるようにしたサービス提供の形態であります。

［たまごリピート概要図］



（２）主な機能

①ショッピングカート機能

ネットショップを訪れたユーザーが注文したい商品を選択し、買い物かごへ入れた商品の総数、総額、送料、消費税、手数料などの計算や、申込者氏名、住所、電話番号、配送日時、決済方法などのデータを、一元管理する機能であります。

②コールセンター機能

通信販売事業者が利用するコールセンターにおける受注や問い合わせといった顧客対応を想定した機能を搭載しております。管理画面にログインできるアカウントは無制限に発行できます。また、アカウントごとに各機能の利用を制限することが可能となっておりますので、セキュリティ面でも安心して、コールセンター業者へ業務を外注することができます。

③顧客管理機能

顧客情報や注文情報を管理・分析し、適切なプロモーションが行われるように、管理・実行する機能であります。

④決済・出荷管理機能

カード払い、各種後払い、代引き等といった決済に対応しております。また、納品書、ピッキングリスト、配送データ作成等の出荷管理機能及び入金管理機能も搭載し、商品の発送と入金状況をまとめて管理することができます。

一般的なショッピングカートが提供している範囲はショッピングカート機能及び、配送情報を管理するための顧客管理機能と決済・出荷管理機能の一部までです。

たまごリピートは購入者との継続的な関係性を築くことでリピーターを増やすことをコンセプトとしており、一般的なショッピングカートよりも多機能です。顧客管理機能では情報を分析して販売促進まで行うことができ、決済・出荷管理機能は定期注文に対応した継続的な処理が可能です。また、コールセンター機能も有しております。

上記のようにたまごリピートは多くの機能を有しており、当社ではこれらの機能の効果的な活用を促すべく、講習会やセミナー・ワークショップといったサポート体制の充実に努めております。

（ヒキアゲール）

（１）概要

「ヒキアゲール」は、WEB上において、対面での接客と同じように一人ひとりに合わせた対応を行うことで広告効果を上げ、成約率を向上させることを目的とした販売促進ツールであります。

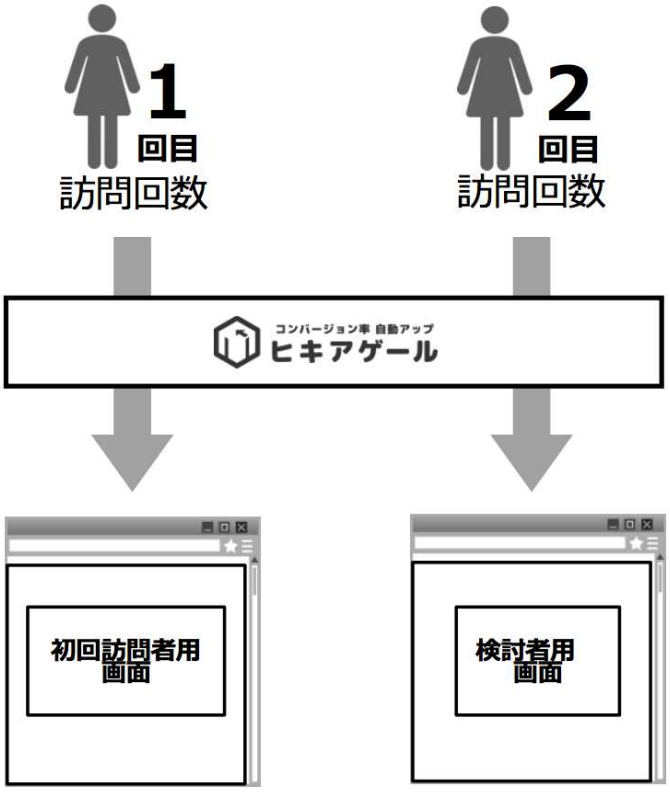
消費者がWEBサイトを訪れた際に、訪問回数や過去の購入情報などのデータを分析し、分析結果をもとに事前に設定したシナリオに沿って画面表示を最適化しております。累積1,000アカウント（解約済みのアカウント数を含む）を超えるEC事業者への「たまごリピート」の提供を通して培ったノウハウをもとにした成約率向上施策メニューを用意しており、このメニューの中から顧客ごとに最適な施策が実行できるよう提案を行っております。

「ヒキアゲール」のサービスはSaaSで提供しており、収益は月額利用料及び従量課金が主となります。月額利用料は毎月のシステム利用料、従量課金はコンバージョン数（注１）に契約単価を乗じた金額が当社の収益となります。

平成28年12月末現在、「ヒキアゲール」は、124アカウントの導入をいただいております。

（注１）成約者数の意味であります。

［ヒキアゲール概要図］



（２）主な機能

①顧客属性セグメント機能

購入商品、WEBサイト訪問回数、商品購入回数などの情報をもとに、顧客の属性をセグメントする機能であります。

②ナビゲーション機能

セグメントした顧客に対して、一人ひとりの属性に合わせてWEB上の画面を変更する機能であります。

③効果測定機能

ナビゲーションごとの効果を測定する機能であります。

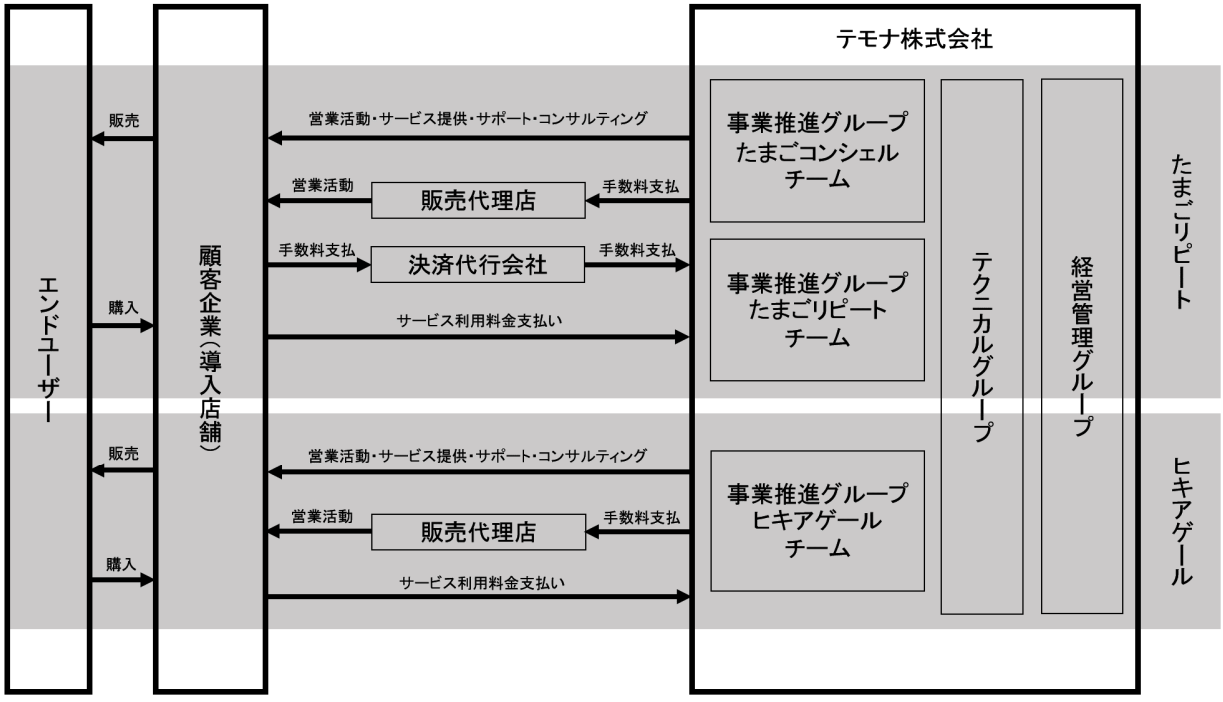
④顧客データ収集機能

WEBサイトに訪れた顧客のデータを継続的に収集する機能であります。

［事業系統図］

事業系統図は下図のとおりです。

たまごリピート・ヒキアゲールともに、直販と代理店経由の２種類の商流が存在しております。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年１月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
41(4)	28.3	2.0	4,566

（注）１．当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

２．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、全従業員の互選により労働者代表が選出されております。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

第８期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、各種経済・金融政策により、雇用情勢や企業収益に改善の傾向がみられ、緩やかな回復基調にあるものの、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気減速懸念等により下振れするリスクがあり、依然として先行きは不透明な状況で推移しております。

当社を取り巻く情報サービス業界においては、企業のITに対する投資は慎重な姿勢をとりつつも、セキュリティ対策、ビッグデータ活用に加え、IT技術のイノベーションによる「IoT（Internet of Things）」「FinTech」等が新たな社会基盤として活用され始め、今後の成長が期待されます。また、当社の事業に関連する消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場においては、「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備報告書」（経済産業省）によりますと、平成27年度のBtoC-EC市場規模は前年比7.6％増の13.8兆円と堅調に推移しており、さらに小売市場に占めるEC化率（※１）は4.75％であり、「U.S. Census Bureau News,Quarterly Retail E-Commerce Sales Second Quater 2016」（U.S. Department of Commerce）によりますとEC先進国である米国が7.26％であることから、更なる成長の余地があると見込めます。

このような経営環境のもと、当社では更なる成長のために、成長市場であるBtoC-EC市場におけるリピート通販に特化したEC支援企業としてリピート通販市場における地位確立や、リピート通販のEC支援分野における独自性・競争優位性の確立を目指して、引き続き既存事業の強化、新規事業の創出に積極的に取り組み、更にリピート通販市場だけではなく、食品市場等の従来の健康食品、化粧品等以外の市場向けサービスの企画、開発に注力してまいりました。

具体的には、リピート販売に特化したショッピングカート付通販システム「たまごリピート」の提供をとおして、リピート通販における管理業務の効率化などの各種課題解決を提案し、BtoC-EC事業運営がてもなく（※２）なるようサービスの改善、サポート体制の強化を実施し、既存顧客との取引拡大、新規顧客獲得に努めてまいりました。

また、「たまごリピート」サービスの新規申し込み時の契約先を、従来の契約先である総販売代理店のスタークス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：上ノ山慎哉）から、当社との契約に変更すると共に、既存契約先との契約も当社に契約し直しております。これらの契約主体の変更を行い、「たまごリピート」の契約からサポートまでの一連の主体を当社に統一することでサービスの一体化を実現いたしました。

なお、当該契約主体の変更に伴い、それまでのスタークス株式会社を経由した販売については、契約金額から同社の手数料を差し引いた純額を売上高として計上しておりましたが、契約金額を売上高として計上し、同社への手数料を売上原価として計上する総額表示へ変更しております。

CPO（※３）低減やコンバージョン率（※４）の引き上げを行うウェブ接客ツール「ヒキアゲール」は、積極的な販促活動を展開するとともに、「たまごリピート」の既存顧客に対してのクロスセルによる販促活動に注力してまいりました。以上の結果、当事業年度の業績は、売上高786,458千円（前期比74.6％増）、営業利益128,517千円（前期比183.7％増）、経常利益126,894千円（前期比169.2％増）、当期純利益87,087千円（前期比117.9％増）となりました。

なお、当社はEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

第９期第１四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）

当第１四半期累計期間における世界経済は、米国における今後の政策に関する不確実性及び中国をはじめとするアジア新興国の経済の先行き等に懸念があるものの、米国経済の堅調な拡大等の影響を受け、総じて緩やかな回復傾向で推移しました。

企業のIT投資は、企業収益の改善を受けて、特に大手企業のIT投資が引き続き増加基調にあり、総じて堅調に推移しました。

当社を取り巻く情報サービス業界においては、越境ECの活性化、ビッグデータ活用に加え、スマートフォンやタブレット端末の普及・進化に伴い、企業のECビジネス展開が加速しており、今後の成長が期待されます。

このような経営環境のもと、当社ではビジネスと暮らしがてもなくなるようリピート通販に特化したEC支援企業としてリピート通販市場におけるストック型のビジネスモデルの普及や、リピート通販のEC支援分野における更なる地位確立を目指し、サービスの企画、営業に注力してまいりました。

具体的には、リピート販売に適したショッピングカート付通販システム「たまごリピート」及び、CPO低減やコンバージョン率引き上げを目的としたウェブ接客ツール「ヒキアゲール」は新規顧客獲得等の営業活動に努めてまいりました。

また、「たまごリピート」の健康食品・化粧品等のリピート通販市場以外の領域をターゲットとして別ブランド化した「たまごサブスクリプション（※５）」においては、食品等の商材を扱うサブスクリプションコマース（※６）の市場開拓に注力してまいりました。

以上の結果、当第１四半期累計期間の業績は、売上高246,991千円、営業利益53,715千円、経常利益51,108千円、四半期純利益34,137千円となりました。

なお、当社はEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

※１ EC化率：BtoCの市場規模を分母、BtoC-EC市場規模を分子として算出した割合。
※２ てもなく：古くからの日本語である「てもなく（手も無く）」は、「簡単に、たやすく」という意味。当社の社名の由来であり、「ビジネスと暮らしを"てもなく"する」は、当社の経営理念でもあります。
※３ CPO：１件の注文を成約するためのコスト（Cost Per Order）
※４ コンバージョン率：サイト訪問者数に対する成約者数の割合。
※５ たまごサブスクリプション：当社サービスである「たまごリピート」を食品等のサブスクリプションコマース市場において販売する際のサービス名称。
※６ サブスクリプションコマース：毎月一定の料金を支払い、販売事業者が選定した商品を購入するサービス。

(2) キャッシュ・フロー

第８事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して297,290千円増加し、614,938千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローについては、162,751千円の収入（前事業年度は92,343千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純利益126,894千円（前事業年度は57,553千円）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローについては、18,098千円の支出（前事業年度は19,887千円の支出）となりました。これは主にセキュリティ対策ソフトウエア等の無形固定資産の取得による支出4,049千円（前事業年度は－千円）や保険積立金の積立による支出6,711千円（前事業年度は6,711千円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローについては、152,637千円の収入（前事業年度は87,876千円の収入）となりました。これは主に長期借入れによる収入220,000千円（前事業年度は90,000千円）及び長期借入金の返済による支出68,990千円（前事業年度は23,124千円）によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第８期事業年度及び第９期第１四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

サービスの名称	第８期事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）		第９期第１四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成28年12月31日）
	販売高（千円）	前年同期比（％）	販売高（千円）
たまごリピート	739,782	168.0	227,793
ヒキアゲール	46,675	457.8	19,198
合計	786,458	174.6	246,991

（注）１．当社の事業セグメントは、EC支援事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績を記載しております。

２．最近２事業年度及び第９期第１四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第７期事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）		第８期事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）		第９期第１四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成28年12月31日）	
	金額 （千円）	割合 （％）	金額 （千円）	割合 （％）	金額 （千円）	割合 （％）
株式会社ゼウス	54,710	12.1	84,299	10.7	30,347	12.3
スタークス株式会社	196,632	43.6	―	―	―	―

３．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

４．第８期事業年度及び第９期第１四半期累計期間のスタークス株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のための記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社は、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んでまいります。

(1) 既存事業の収益拡大

当社は、「たまごリピート」及び「ヒキアゲール」の２つのサービスを提供し、お客様のニーズに応えるべく、これまでその育成に努めてまいりました。今後もこの２つのサービスの安定的・継続的な発展が収益基盤の基礎として必要不可欠なものであると考えております。そのためにも、継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後も、既存サービスにおいて継続的な機能の拡充、保守体制の強化を行うことにより、更に信頼性を高め、既存サービスの収益基盤の拡大を行ってまいります。

(2) サービス間のシナジーの拡大

当社が提供する「たまごリピート」及び「ヒキアゲール」の２つのサービスのシナジーを強化し、より一体化させたトータルソリューションの提供を行う必要があると考えております。そのためには、当社のサービスに蓄積するビッグデータを活用する必要があります。

今後この分野においては、市場ニーズの拡大が見込まれるため、更なるサービス開発や新技術の獲得・活用を図ってまいります。

(3) 新規事業及び新サービス開発による収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、お客様の潜在需要をいち早く読み取り、新サービス開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。

なお、平成28年10月より、EC支援サービスのトータルソリューションプロバイダを目指し、EC事業における集客領域を満たすための事業として、オトナ女性の美容と健康メディア「URARA」の運営を開始しております。今後、「URARA」へ広告を行う「たまごリピート」の顧客等へ消費者を送客することを予定しており、「URARA」が広告先として魅力あるメディアと周知されるよう良質なコンテンツを増やすことでPV（閲覧）数の増加を図ってまいります。

(4) 他企業との連携

当社は、更なる成長のため、既存事業の強化や利用者数拡大、新たな事業への展開や新市場への進出等を目指すに当たり、そのスピードアップを図るため、今後、状況によっては他企業との提携やM＆A等が必要になるものと考えております。そのため、今後の事業展開においても、他企業との提携の必要性を常に考慮に入れた上で進めてまいります。

(5) 技術革新への対応

当社は、情報技術の革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社といたしましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。

(6) 人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社は、少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには、人員拡充と更なる社員の能力の維持・向上が必要であると考えております。

事業の拡大や多角化により、高い専門性を有する人材の獲得及び育成の必要性が高まっており、必要な人材を十分に確保することが重要な経営課題となっております。そのため、積極的な人材採用活動はもちろんのこと、実力・能力主義の報酬体系の実施、教育研修制度の充実、業務の効率化、外部ノウハウの活用などの取り組みを強化してまいります。

(7) 情報管理体制の強化

当社は、SaaS方式でのサービスを展開しており、ビッグデータを保持していることから、情報管理体制の強化は重要課題と認識しております。そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

また、平成26年７月より、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得しております。

(8) 内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化及び確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。当社といたしましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(9) 営業活動の依存について

当社は、主力サービス「たまごリピート」の営業活動を、スタークス株式会社と「総販売代理店契約」を締結し、委託しております。現在、良好な協力関係を継続しておりますが、今後、契約の維持に問題が生じた場合には、新規顧客獲得が滞るため、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

これらを是正するため、スタークス株式会社と競合しない分野において「たまごリピート」の自社による営業活動を始め、「ヒキアゲール」の営業活動においては、当社が直接行うことにより、依存度の低減に努めております。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは、当社の事業活動を理解する上で重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、以下の記載はすべてのリスク要因を網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

① ビジネスモデルに関するリスク

当社のビジネスモデルは、インターネット環境が進化することにより、EC市場等のインターネット関連市場が今後も拡大していくことを事業展開の前提と考えて、構築しております。仮に、新たな法的規制の導入、技術革新の停滞、通信コストの改定等の予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害される場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② EC市場について

EC市場は、インターネットの普及に伴い市場規模の拡大を続けております。当社では今後もEC市場が拡大することを想定しております。しかしながらEC市場を取り巻く法規制強化や、トラブルの発生等により、当社の期待通りにEC市場が発展しない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合サービスについて

当社は、EC市場を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては、多くの企業が事業展開していることもあり、競合サービスが増加する可能性があります。今後、十分な差別化や機能向上等が行えなかった場合や、新規参入等により競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① サービス機能の充実について

当社は、顧客のニーズに対応するため、「たまごリピート」及び「ヒキアゲール」におけるサービス機能の拡充を進めております。しかしながら、今後において、コンテンツの導入や利用顧客のニーズの的確な把握が困難となり、十分な機能の拡充に支障が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 「たまごリピート」ロイヤリティ収入について

当社の主要なサービスの一つである「たまごリピート」では、決済代行事業者など、様々なパートナーからのロイヤリティ収入により収益を上げております。したがって、当該パートナーの経営状態に問題が生じた場合、当社へのロイヤリティ収入の減少へとつながり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 「たまごリピート」利用企業の属する市場に関するリスク

当社が提供する「たまごリピート」の利用企業の多くは、健康食品・サプリメント、化粧品といった消耗品を扱っております。そのため、健康食品・サプリメント、化粧品といった市場を取り巻く法規制等の強化や改正等により、これら消耗品等の定期通販市場が発展しない場合や当該市場が予期せぬ事象により縮小した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 外注先に関するリスク

当社が提供する「たまごリピート」は、サーバー及びサーバーを設置するラックの供給を外注先に依存しております。当該外注先は、入退室時の情報管理等の管理体制が整備された防災装置・安全対策等を行っているデータセンターを運営する信頼性の高い業者に限定しております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や不法行為などが生じ、当該外注先の役務提供の遅れや提供不能などの事態が生じた場合には、当社もサービス提供の遅れや提供不能などの事態が生じるおそれがあり、その場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定の代理店への依存について

当社が提供する「たまごリピート」は、総販売代理店であるスタークス株式会社を経由して大部分の申し込みがなされます。従いまして、同社の販売状況や経営環境の変化によって、当社の売上高が大きく変動する可能性があります。また、同社とは良好な関係を維持していく予定ですが、何らかの理由により同社との関係に変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ プログラム不良によるリスク

開発したプログラムの不具合を原因として、システム動作不良等が発生し、当社の提供するサービスが中断または停止する可能性があります。当社では、システムの開発にあたり、綿密な開発計画の策定からテストの実施まで十分な管理を行っており、可能な限りこのような事態の発生を未然に防ぐための開発体制の構築に努めております。しかしながら、このような事態が発生した場合には、当社の提供サービスに対する信頼が失われ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ システムに関するリスク

当社が提供する各種サービスは、インターネットを始めとした通信ネットワーク及びコンピュータシステムにより提供されております。サービスの継続稼働のため、セキュリティ対策、設備投資、自然災害等を想定したデータセンターでのシステム運用を行っておりますが、不正手段による当社システムへの侵入、想定を上回るサービスへのアクセスに伴うシステム障害、地震・津波等の自然災害及び火災・事故・停電等の予期せぬ事象の発生によりサーバーがダウンした場合等には、当社の社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害の賠償金の支払等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 保有しているビッグデータについて

当社が提供する「たまごリピート」及び「ヒキアゲール」は、分析基盤となるビッグデータを保有しております。今後の事業展開において、保有しているビッグデータを用いることで、ユーザーターゲティングを行う等のビッグデータを用いたサービス展開を強化していく予定でありますが、予期せぬシステム障害のため、保有しているビッグデータを消失した場合、当初の計画していた事業計画を変更しなければならず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 知的財産権に関するリスク

当社は、第三者の特許権、商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士などを通じて調査する等、その権利を侵害しないよう留意するとともに、必要に応じて当社の知的財産権の登録等について申請することで、当該リスクの回避を検討しております。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性や当社の事業分野で第三者による知的財産権が成立する可能性があること等から、当社による第三者の知的財産権の侵害が生じる可能性は否定できず、仮に当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より、損害賠償請求、使用差し止め請求、ロイヤリティの支払い要求などが発生する可能性があり、その場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 個人情報・機密情報について

当社はその事業運営に際し、関係者の個人情報及び機密情報を少なからず保有しており、当社の個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が適用されます。そのため、当社では個人情報を取り扱う際の業務フローや社内体制を明確化し、個人情報管理に関する規程を制定しております。併せて役員及び従業員を対象とした社内教育を通じて、関連ルールの存在を周知徹底し、意識の向上を図り、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得しております。

しかしながら、個人情報が当社の関係者や業務提携先の故意又は過失により、外部へ流出もしくは悪用される事態が発生した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社並びに運営サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 新規事業について

当社は今後も、積極的に新サービスもしくは新規事業に取り組んで参りますが、これによりシステムへの先行投資や、広告宣伝費等に追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、展開した新領域での新規事業の拡大・成長が当初の予定どおりに進まない場合、投資を回収できず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ オウンドメディア「URARA」の運営に関するリスク

当社が提供する「URARA」は、30代から40代の女性を対象としたオウンドメディア（注1）であり、昨今の動向として、キュレーションメディア（注2）やバイラルメディア（注3）の記事における著作権侵害や内容の信頼性が問題となっております。当社の「URARA」はサービス単体での広告収入を目的としたメディアではないため、コンセプトに基づいた良質な記事の作成に努めております。しかしながら、今後、メディアに関する規制が定められた場合に、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、社内での管理が行き届かず、不適切な内容の記事が掲載された場合に、「URARA」のブランドが損なわれ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（注１）自社所有のメディアであります。
（注２）特定の切り口でインターネット上にある情報を選定し、公開するメディアであります。
（注３）SNS等の口コミによる情報拡散を目的としたメディアであります。

(3) 組織体制に関するリスク

① 人材について

当社は、小規模組織であり、現状、内部管理体制もこの規模に応じたものになっておりますが、今後、事業拡大に伴い、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員の育成に取り組み、人員の増強を進め、内部管理体制の一層の拡充を図る方針であります。しかしながら、優秀な人材をタイムリーに獲得することは容易ではないため、必要な人材を採用できない、あるいは採用が遅れた場合には、適切かつ充分な組織対応ができず、効率的な事業運営に支障をきたす可能性があります。また、各部署において相当数の従業員が、短期間のうちに退職した場合にも、当社の事業運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の経営者への依存について

当社の代表取締役社長である佐川隼人は最高経営責任者であり、当社の経営方針や戦略の決定等、事業活動上重要な役割を担っております。佐川隼人に対し事業運営及び業務遂行において過度に依存しないように、経営体制の整備、権限移譲及び次代を担う人材の育成強化を進めておりますが、不測の事態により、佐川隼人が職務を遂行できなくなった場合、当社の事業推進及び業績が影響を受ける可能性があります。

③ 内部管理体制の強化について

当社では、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底して参りますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 法規制に関するリスク

① 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では他人のID、パスワードの無断使用の禁止が定められており、アクセス管理者はアクセス制御機能が有効に動作するために必要な措置を講ずるよう努めることとされております。当社もこの法の趣旨に則り、必要な措置を講ずるように努めておりますが、今後、アクセス管理者が必要な措置を講ずることについて、より重い法的義務を課すように法令の改正がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 特定商取引に関する法律（特定商取引法）

「特定商取引に関する法律」は特定商取引（訪問販売、通信販売及び電気勧誘販売に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引）において、購入者等の利益保護に関する規制を定めております。当社の顧客であるEC事業者の事業活動は特定商取引法による規制やルールの対象となるため、今後、更なる法的義務が課された場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ その他

現在もインターネット及び電子商取引を取り巻く法的規制は、議論がなされている状態であり、今後、インターネット利用や関連するサービス及び事業者を規制対象とする法令等が制定された場合や、既存の法令等の適用解釈が明確になった場合に備え、迅速に行動できるように常に情報収集に努めております。

しかしながら、新たに制定された法律等に対応するためのコスト負担が重く、対応困難となるような場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があり、この場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) その他のリスク

① 株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、当社の業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権付与によるストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しております。当社は今後、新株予約権発行のほか、新株、新株予約権付社債等を発行する可能性があり、これらの発行及び行使により当社の１株当たりの株式価値に希薄化が生じる可能性があります。また、これらの行使による需給の変化が当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

② 配当政策について

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、今後の配当政策が株価へ、株価が資金調達へ影響することで、最終的には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 資金使途に関するリスク

今回、当社が計画している公募増資による調達資金につきましては、当社が提供するサービス強化のための設備投資、人材の採用、育成に係る費用等として充当する予定であります。しかしながら、急激な経営環境の変化が生じ、その変化に柔軟に対応していくため、調達資金の使途を現時点での計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、計画どおりに使用された場合でも、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

相手先名称	契約の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
スタークス株式会社	総販売代理店契約 （注）1	平成27年 ６月30日	「たまごリピート」システムの販売に関する総販売代理店契約	平成27年６月30日から期間終了の定めなし。 （注）1
スタークス株式会社	総販売代理店契約 （注）2	平成29年 ２月27日	「たまごリピート」システムの美容・化粧品、健康食品を商材として取り扱うクライアントへの販売に関する総販売代理店契約 （注）2	平成29年２月27日から平成30年２月26日まで（以後１年毎の自動更新）

（注）１．平成29年２月27日付で同社と別途「総販売代理店契約」を締結したことに伴い、本「総販売代理店契約」は、契約が失効しております。

２．スタークス株式会社と当社における販売領域を定めるとともに、互いの主担当領域における販売に協力することを定めた契約であります。

6【研究開発活動】

第８期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当社は、「ビジネスと暮らしを″てもなく″する」という経営理念のもと、経営理念実現のために研究開発活動を行っております。

当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりませんが、研究開発活動は、テクニカルグループが主体となり活動を行っております。

当社の主たる研究開発活動には、既存アプリケーションソフトウエアのバージョンアップと新たな技術・サービスを提供するための研究開発活動があります。

既存アプリケーションソフトウエアのリニューアルを行うため、「たまごリピート」に関する研究開発活動を行っており、新たな技術・サービスを提供するための研究開発活動として、「IoT」に関する研究開発を行っております。

なお、当事業年度における研究開発費の総額は、25,435千円であります。

第９期第１四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）

当第１四半期累計期間における研究開発活動の金額は、18,121千円であります。

なお、当第１四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

また、当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社の財務諸表の作成にあたり、決算日における資産・負債の報告数値、並びに報告期間における収益・費用の報告数値は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき、見積り及び判断を行う必要があります。経営者は、これらの見積りについての過去実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1)財務諸表　注記事項　重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第８期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（資産）

当事業年度末における総資産の残高は、前事業年度末に比べて346,336千円増加し、808,501千円となりました。これは、「たまごリピート」の普及率拡大等に伴い売上高が順調に推移したこと及び長期借入れを行ったこと等により、現金及び預金が301,690千円増加したこと等によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債の残高は、前事業年度末に比べて257,621千円増加し、558,733千円となりました。この主な要因は、長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）が151,010千円、前受金が33,511千円、買掛金が27,707千円それぞれ増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べて88,714千円増加し、249,767千円となりました。この主な要因は、当期純利益87,087千円の計上に伴い、利益剰余金の金額が87,087千円増加したこと等によるものであります。

第９期第１四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）

（資産）

当第１四半期会計期間末における総資産の残高は、前事業年度末に比べて22,545千円増加し、831,047千円となりました。この主な要因は、現金及び預金が18,275千円増加したことなどによるものであります。

（負債）

当第１四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度末に比べて11,591千円減少し、547,142千円となりました。この主な要因は、賞与の支払いなどにより未払金が37,526千円減少したこと、税金の納付に伴い未払法人税等が31,852千円減少したこと、及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が53,636千円増加したことなどによるものであります。

（純資産）

当第１四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べて34,137千円増加し、283,904千円となりました。この主な要因は、四半期純利益34,137千円の計上に伴い、利益剰余金の金額が34,137千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第８期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（売上高）

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べて335,946千円増加し786,458千円（前期比74.6%増）となりました。

売上高の分析につきましては、「第２ 事業の状況 １ 業績等の概要（１）業績」をご参照ください。

（売上原価、売上総利益）
売上原価は、前事業年度に比べて144,582千円増加し279,034千円（前期比107.5%増）となりました。売上原価の主たる増加要因は、スタークス株式会社との契約主体の見直しに伴い紹介料が112,893千円増加し、当社顧客の事業拡大に伴い決済手数料が28,389千円増加したためであります。
以上の結果、売上総利益は前事業年度に比べて191,363千円増加し507,423千円（前期比60.6%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益）
販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べて108,148千円増加し378,905千円（前期比39.9%増）となりました。主たる要因としては、役員の増加に伴う役員報酬の増加や従業員の増加に伴う給与の増加等の一般管理費の増加及び研究開発費の増加によるものであります。
以上の結果、営業利益は前事業年度に比べて83,215千円増加し128,517千円（前期比183.7%増）となりました。

経常利益は、営業外収益を289千円（前期比91.2%減）、営業外費用を1,912千円（前期比30.6%増）計上した結果、前事業年度に比べて79,762千円増加し126,894千円（前期比169.2%増）となりました。

（当期純利益）
法人税、住民税及び事業税を58,264千円、法人税等調整額を△18,457千円計上しております。
この結果、当期純利益は前事業年度に比べて47,118千円増加し87,087千円（前期比117.9%増）となりました。

第９期第１四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）
（売上高）
当第１四半期累計期間の売上高は、246,991千円となりました。
売上高の分析につきましては、「第２ 事業の状況 １ 業績等の概要（１）業績」をご参照ください。

（売上原価、売上総利益）
売上原価は、66,890千円となりました。主な計上内容は、販売代理店への紹介料であります。
以上の結果、売上総利益は180,101千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益）
販売費及び一般管理費は、126,386千円となりました。主な計上内容は、人件費であります。
以上の結果、営業利益は53,715千円、経常利益は51,108千円となりました。

（四半期純利益）
法人税等を16,971千円計上した結果、四半期純利益は34,137千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況
「第２　事業の状況　１　業績等の概要　(2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について
経営成績に重要な影響を与える要因については、「第２　事業の状況　４　事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について
経営者の問題意識と今後の方針については、「第２　事業の状況　３　対処すべき課題」に記載のとおりでありますが、今後収益を拡大するためには、既存の事業のさらなる拡大、知名度向上のための広報活動の展開、新規事業及び新サービスの開発が必要であると認識しております。
そのためには、優秀な人材の確保や組織体制の整備を引き続き行い、これらの課題に対して最善の事業戦略を立案するよう、努めていく所存であります。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第８期事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当事業年度において支出した設備投資の総額は8,642千円となります。その主な内訳は、経理業務の効率化を目的とした会計システム導入や社内セキュリティの強化のためのセキュリティソフトの導入等に伴う設備投資であります。

なお、当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第９期第１四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）

当第１四半期累計期間において重要な設備投資はありません。

また、当第１四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

平成28年９月30日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数（人）
			建物（千円）	工具、器具及び備品（千円）	ソフトウエア（千円）	合計（千円）	
東京本社（東京都渋谷区）	EC支援事業	本社機能	7,506	3,248	7,875	18,630	38 (4)

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

３．本社の建物は貸借しており、年間賃料は、32,389千円であります。

４．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

３【設備の新設、除却等の計画】（平成29年１月31日現在）

（１）重要な設備の新設等

当社の設備投資は、市場動向、財政状態、利益計画等を総合的に勘案して作成しております。

平成29年１月31日現在において、事業拡大に伴う従業員の増加に対応するため本社の移転及び業務効率の向上を目的とした基幹システム構築を計画しており、これらにかかる設備の新設計画は次のとおりであります。

事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
		総額（千円）	既支払額（千円）		着手年月	完了年月	
本社（東京都渋谷区）	本社移転（注）３	97,000	－	増資資金	平成30年２月	平成30年３月	（注）４
本社（東京都渋谷区）	基幹システム構築	44,000	－	増資資金	平成29年６月	平成29年12月	（注）４

（注）１．当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３．上記の投資予定額には、敷金及び保証金72,000千円及び新本社の建物付属設備等25,000千円が含まれております。

４．完成後の増加能力については、計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,035,000	非上場	（注）１、２
計	1,035,000	―	―

（注）１．完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
２．単元株数は100株であります。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（平成27年９月15日　臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年２月28日）
新株予約権の数（個）	64,000	64,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	64,000（注）1	64,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年９月16日 至平成37年９月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　600 資本組入額　300	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行(処分)株式数 \times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}$$

なお、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

３．新株予約権の行使条件

①権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

②当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。

③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

④新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

４．新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日と平成29年９月16日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）以降、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下、「割当数」という。）の３分の１を行使可能な上限数とする。また、権利行使開始日から起算して１年が経過した日から割当数の３分の２を、権利行使開始日から起算して２年が経過した日から割当数の３分の３、すなわちすべてを行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

６．新株予約権の取得条項

①新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

②以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

③当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

７．端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第２回新株予約権（平成28年９月13日　臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年２月28日）
新株予約権の数（個）	35,000	35,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	35,000（注)1	35,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600（注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成30年９月14日 至平成38年８月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　600 資本組入額　300	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

３．新株予約権の行使条件

①権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

②当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。

③新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日と平成30年９月14日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）以降、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下、「割当数」という。）の３分の１を行使可能な上限数とする。また、権利行使開始日から起算して１年が経過した日から割当数の３分の２を、権利行使開始日から起算して２年が経過した日から割当数の３分の３、すなわちすべてを行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

④新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

⑥新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

５．新株予約権の取得条項

①新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

②以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

③当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

６．端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第３回新株予約権（平成28年９月13日　臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年２月28日）
新株予約権の数（個）	35,000	35,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	35,000（注)1	35,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600（注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成30年１月１日 至平成33年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　600 資本組入額　300	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

３．行使価額の調整

（１）当社は、新株予約権の割当日後、（２）に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。
なお、次の算式において「既発行普通株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（２）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
①（４）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに（４）②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または（４）②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④（２）①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、（２）①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

（３）行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

（４）

①行使価額調整式の計算については、１円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、当社が上場している場合、調整後の行使価額を適用する日（ただし、（２）④の場合は基準日）に先立つ45取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、（２）②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

（５）（２）の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６）３．に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、（２）②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

４．新株予約権の行使条件

⑴新株予約権者は、下記のいずれかの業績を達成した場合に新株予約権を行使することができるものとする。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき概念に重要な変更があった場合には、下記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

①平成29年９月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、平成28年９月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30％を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、新株予約権者は、下記に定めるそれぞれの予算達成割合のうち低い方の達成割合に応じて、新株予約権行使可能数を調整する。予算達成割合が100％の場合に上限個数の80％を行使可能とし、同様に、予算達成割合が80％の場合に上限個数の60％、予算達成割合が70％の場合に上限個数の50％を行使可能とする。予算達成割合が70％未満の場合は、新株予約権の行使可能数は０個とする。

②平成30年９月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、平成28年９月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30％を上限に新株予約権を行使できる。ただし売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、⑴と同様に行使可能数を調整する。

③平成31年９月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、平成28年９月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の40％を上限に新株予約権を行使できる。ただし売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、⑴と同様に行使可能数を調整する。

⑵新株予約権の質入れその他の処分をすることはできない。

⑶新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人はその権利を行使することができない。

⑷新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

⑸各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑹権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

⑺当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。

５．当社が他社と吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割その他の組織再編（以下、「組織再編行為」という。但し、株式移転及び株式交換は除く。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。但し、調整により生じる１株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権を行使することができる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

６．新株予約権の取得条項

（１）吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、件新株予約権が承継されないこととなった場合、新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

（２）新株予約権を行使する前に、４．に定める規定により新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

７．端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成27年９月15日（注）１	999,000	1,000,000	―	10,000	―	―
平成27年９月30日（注）２	35,000	1,035,000	10,500	20,500	10,500	10,500

（注）１．株式分割（１：1,000）によるものであります。

２．有償第三者割当　発行価格600円　資本組入額300円

主な割当先　個人１名、㈱ファインドスター、他３社

（５）【所有者別状況】

平成29年１月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	5	―	―	3	8	―
所有株式数（単元）	―	―	―	5,500	―	―	4,850	10,350	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	53.1	―	―	46.9	100.0	―

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成29年１月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,035,000	10,350	（注）１、２
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,035,000	―	―
総株主の議決権	―	10,350	―

（注）１．完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

２．単元株数は100株であります。

②【自己株式等】

平成29年１月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

（７）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（平成27年９月15日　臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年９月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役３名 従業員７名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役３名、従業員５名となっております。

第２回新株予約権（平成28年９月13日　臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年９月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。

第３回新株予約権（平成28年９月13日　臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年９月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役４名 従業員３名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期につきましては未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合、期末配当の年１回を基本としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議によって毎年３月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

４【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性　７名　女性　１名　（役員のうち女性の比率12.5%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長	佐川　隼人	昭和55年１月29日生	平成12年８月　平成コンピュータ㈱入社 平成19年10月　グローバルデベロッパーズジャパン㈱取締役 平成20年６月　ZUTTO㈱取締役 平成20年10月　当社設立　代表取締役社長（現任） 平成28年３月　㈱gatz　代表取締役(現任)	(注) 4	980,000 (注)6
取締役	CTO	中野　賀通	昭和60年１月10日生	平成19年４月　㈱エイジア入社 平成27年１月　当社入社 平成27年９月　当社取締役CTO(現任)	(注) 4	20,000
取締役	COO	宮崎　善輝	昭和54年５月３日生	平成16年５月　アクセンチュア㈱入社 平成19年８月　㈱ジェネックスパートナーズ入社 平成22年１月　㈱コマースゲート(現 ㈱Waqoo)入社 平成25年７月　同社取締役 平成26年５月　㈱エルテス入社　執行役員 平成27年７月　当社入社 平成27年９月　当社取締役COO(現任)	(注) 4	―
取締役	CFO	鈴木　隆廉	昭和46年２月13日生	平成６年４月　㈱もしもしホットライン(現りらいあコミュニケーションズ㈱)入社 平成18年１月　㈱エイジア入社 平成27年５月　当社入社 平成27年９月　当社取締役CFO(現任)	(注) 4	―
取締役	―	小林　靖弘	昭和44年５月28日生	平成４年４月　㈱リクルート入社 平成11年４月　㈱ＭＴＩ入社 平成12年12月　㈱ハイジ(現アクセルマーク㈱)取締役 平成14年10月　アクセルマーク㈱代表取締役 平成24年１月　㈱コバ代表取締役(現任) 平成28年９月　当社取締役(現任)	(注) 4	5,000 (注)7
常勤監査役	―	笹間　正郎	昭和24年８月28日生	昭和50年４月　第一生命保険相互会社入社 平成22年４月　㈱ミサワ入社 平成22年５月　同社監査役 平成27年７月　当社監査役(現任)	(注) 5	―
監査役	―	五十嵐　紀代	昭和45年２月15日生	平成４年４月　㈱電通国際情報サービス入社 平成13年10月　弁護士登録 〃　岡村綜合法律事務所入所 平成22年10月　森川法律事務所代表(現任) 平成27年９月　当社監査役(現任) 平成27年11月　弁護士法人 森川法律事務所代表（現任）	(注) 5	―
監査役	―	髙松　悟	昭和45年12月17日生	平成６年４月　㈱千趣会入社 平成10年10月　中央青山監査法人入社 平成13年２月　新創税理士法人・新創監査法人・新創コンサルティング㈱入社 平成18年２月　野村證券㈱入社 平成19年９月　髙松公認会計士・税理士事務所代表(現任) 平成28年９月　当社監査役(現任)	(注) 5	―
計						1,005,000

(注) １．取締役小林靖弘は、社外取締役であります。

２．監査役笹間正郎、五十嵐紀代、髙松悟は、社外監査役であります。

３．当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行をはかるために、執行役員制度を導入しております。執行役員は１名であり、青栁陽介であります。
４．平成28年12月15日開催の定時株主総会終結の時から、１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．平成28年12月15日開催の定時株主総会終結の時から、４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
６．代表取締役社長佐川隼人の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社gatzが保有する株式数も含んでおります。
７．取締役小林靖弘の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社コバが保有する株式数も含んでおります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性を高めるため、的確な意思決定・業務執行・監督が機能する経営体制を構築し、企業価値向上を目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

また、社会的信頼に応え、誠実な企業運営を行い、持続的な成長及び発展を遂げることが重要であると考え、更なるコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

当社は支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社では、監査役制度を採用するとともに、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置することにより、経営の透明性を高めるとともに、機動的な意思決定を確保できる経営管理体制を構築しております。また、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、１名の社員（使用人）が、取締役会による選任及び代表取締役社長の指揮命令の下で、業務執行を行っております。

イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役５名で構成されております。取締役会は、原則月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

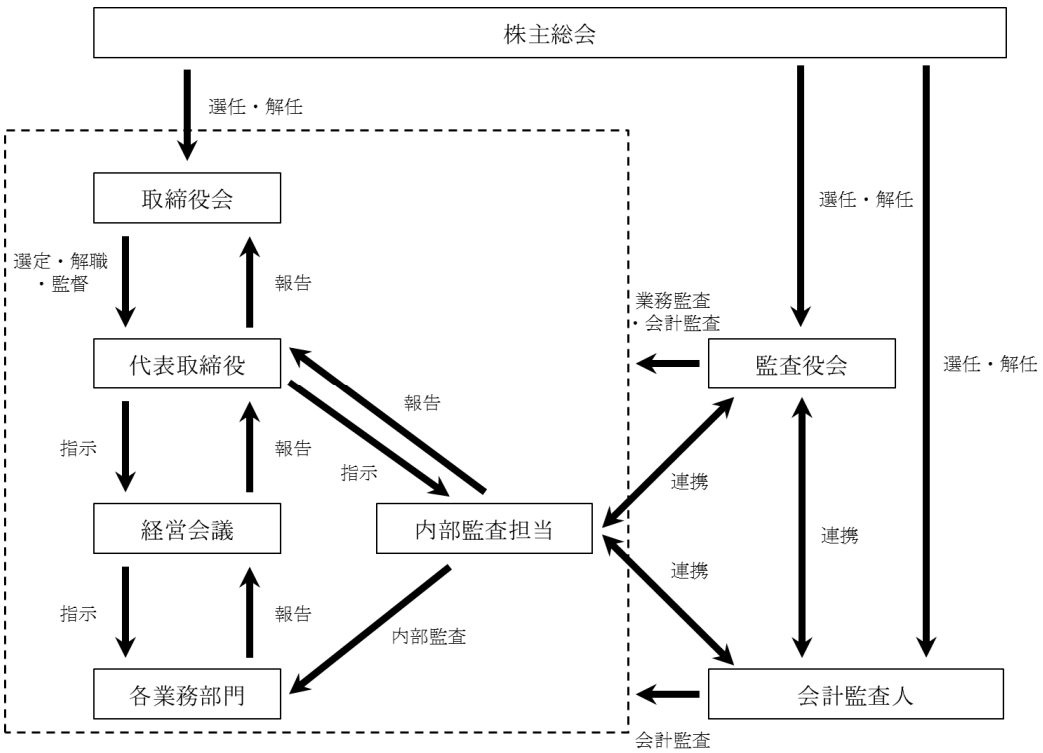
ロ．監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成されており、３名が社外監査役であります。監査役会は、原則月１回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と適宜情報交換や意見交換を行うなど連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

ハ．コーポレート・ガバナンス体制

当社は、以下のコーポレート・ガバナンス体制により、経営への監視機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考え、採用しております。



ニ．内部統制システムの整備状況

当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a　取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)　取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンス規程を定める。

(b)　部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

(c)　反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(d)　当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、社内通報制度を設ける。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。

(e)　内部監査担当者は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

b　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)　取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。

(b)　取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(c)　主管部署及び文書保管部署は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的な改善活動を行う。

(d)　内部監査担当者は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)　リスク管理の全体最適を図るため、内部監査担当者は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。

(b)　事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

(c)　事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。

(d)　本項の（b）、（c）のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。

(e)　内部監査担当者は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(b)　事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として毎週開催する。

(c)　事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

(d)　経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

(e)　内部監査担当者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

e　財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)　適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(b)　内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

(c)　実際の作業等は、企業会計基準その他関連法規に従って実施する。

f　監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等

(a)　当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議して設置することとする。

(b)　監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は、監査役と協議して行う。

g　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a)　監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。

(b)　取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

(c)　監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

h　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)　重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

(b)　監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

ホ．内部監査及び監査役監査

内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査担当者２名が計画的に実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。被監査部門に対して監査結果の報告及び改善事項の指摘及び指導を実施し、改善事項に対し改善期日を設け、状況の報告をさせることで実効性の高い監査を実施しております。

各監査役は取締役会に出席するとともに、監査計画を策定し、内部統制システムの整備、運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。契約書及び各種申請書等、重要な書類の閲覧等を通じ、業務監査を行っております。また取締役会以外にも、当社が開催する会議(経営会議等)の何れにも、任意で参加することができ、特に常勤監査役は、経営会議に原則として参加するなど、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

内部監査担当者が策定する内部監査計画は、監査役と連携を取りながら策定をしております。双方が連携した監査体制の実現に向け、日々の業務監査から情報共有を実施しております。また会計監査人との連携についても適宜に会合を設けており、監査実施状況について報告、説明を受け、必要に応じて情報交換を行っております。

ヘ．会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法に基づく会計監査を受けており、それに基づき報酬を支払っております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、同有限責任監査法人及びその業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員　　業務執行社員　　岡本　和巳

指定有限責任社員　　業務執行社員　　野水　善之

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　５名　　その他　７名

ト．社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を１名、社外監査役を３名選任しております。

社外取締役である小林靖弘氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験があり、その経験から社外取締役としての経営監督とともに当社の成長にとって示唆に富む助言もいただいております。なお、小林靖弘氏の資産管理会社である株式会社コバは、本書提出日現在、当社株式を5,000株保有しております。それ以外に、小林靖弘氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

社外監査役は笹間正郎氏、五十嵐紀代氏、髙松悟氏の３名であり、いずれも当社との人的関係、資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、高い独立性を確保していると考えております。客観的、専門的な立場から当社の経営や業務全般に対して意見及び助言を得ることで、取締役会の意思決定及び業務執行の適正性を確保していると考えております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資するものを選任することしております。これらの社外取締役、社外監査役と当社の間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場時における独立役員として指定し、届け出る予定であります。

また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有し、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備する方針です。

③　リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を行うことで、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、事業運営上発生する様々な法的リスクに対処すべく、弁護士と顧問契約を締結することで多面的にアドバイスを受け、リスク軽減に努めております。

④　役員の報酬等

イ　提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	
取締役（社外取締役を除く）	45,000	45,000	―	―	4
監査役（社外監査役を除く）	―	―	―	―	―
社外役員	4,550	4,550	―	―	4
社外取締役	200	200	―	―	1
社外監査役	4,350	4,350	―	―	3

ロ　提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ　使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項が存在しないため、記載しておりません。

ニ　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額は以下のとおりとなります。

役員報酬限度額　取締役　500,000千円（平成27年９月15日の臨時株主総会で決議）

（年額）　監査役　10,000千円（平成28年９月13日の臨時株主総会で決議）

また、取締役の報酬の種類、具体的な額及び配分並びに支給時期、その他の支給方法については、取締役会に一任しており、監査役の報酬については、会社法第387条第２項の規定に基づき、監査役会に一任しております。

⑤　取締役及び監査役の員数

当社の取締役は５名以内、監査役は４名以内とする旨を定款に定めております。

⑥　取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会の決議によって行っております。なお取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧　中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって、毎年３月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑨　自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑩　責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
3,000	―	5,000	―

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案し、当社と監査法人で協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第５【経理の状況】

１．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）及び当事業年度（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第１四半期累計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、定期的に監査法人の主催するセミナーに参加する等により、的確に対応できる体制を整備しております。

また、財務諸表等規則の規定に基づき、適正な財務諸表を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備を行っております。

1 【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	317,647	619,338
売掛金	31,994	44,746
前渡金	154	－
前払費用	25,709	31,971
繰延税金資産	3,315	13,849
その他	1,740	2,878
貸倒引当金	△255	△921
流動資産合計	380,304	711,862
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,176	11,837
減価償却累計額	△2,448	△4,331
建物（純額）	7,728	7,506
工具、器具及び備品	3,222	6,153
減価償却累計額	△1,136	△2,904
工具、器具及び備品（純額）	2,085	3,248
有形固定資産合計	9,813	10,755
無形固定資産		
ソフトウエア	6,345	7,875
無形固定資産合計	6,345	7,875
投資その他の資産		
投資有価証券	1,400	1,400
出資金	130	130
長期前払費用	398	95
敷金及び保証金	30,030	30,007
繰延税金資産	3,607	11,530
保険積立金	28,133	34,844
その他	2,000	－
投資その他の資産合計	65,700	78,008
固定資産合計	81,859	96,638
資産合計	462,164	808,501

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,780	39,488
1年内返済予定の長期借入金	27,016	67,394
未払金	67,954	86,228
未払費用	10,247	6,886
未払法人税等	25,045	49,643
前受金	79,627	113,138
預り金	5,869	12,586
その他	38	－
流動負債合計	227,579	375,366
固定負債		
長期借入金	71,672	182,304
ポイント引当金	1,860	1,062
固定負債合計	73,532	183,366
負債合計	301,111	558,733
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,500	20,500
資本剰余金		
資本準備金	10,500	10,500
資本剰余金合計	10,500	10,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	130,052	217,140
利益剰余金合計	130,052	217,140
株主資本合計	161,052	248,140
新株予約権	－	1,627
純資産合計	161,052	249,767
負債純資産合計	462,164	808,501

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第１四半期会計期間 （平成28年12月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	637,613
売掛金	50,922
その他	48,653
貸倒引当金	△969
流動資産合計	736,218
固定資産	
有形固定資産	10,147
無形固定資産	7,186
投資その他の資産	77,494
固定資産合計	94,828
資産合計	831,047
負債の部	
流動負債	
買掛金	46,928
1年内返済予定の長期借入金	83,328
未払金	48,702
未払法人税等	17,790
賞与引当金	8,224
前受金	104,087
その他	17,018
流動負債合計	326,081
固定負債	
長期借入金	220,006
ポイント引当金	1,054
固定負債合計	221,060
負債合計	547,142
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,500
資本剰余金	10,500
利益剰余金	251,277
株主資本合計	282,277
新株予約権	1,627
純資産合計	283,904
負債純資産合計	831,047

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
売上高	※1 450,511	※1 786,458
売上原価	134,452	279,034
売上総利益	316,059	507,423
販売費及び一般管理費	※2,※3 270,757	※2,※3 378,905
営業利益	45,302	128,517
営業外収益		
受取利息	39	33
受取配当金	544	2
投資有価証券売却益	1,408	－
助成金収入	600	－
受取保険金	－	124
自動販売機収入	363	62
その他	337	66
営業外収益合計	3,293	289
営業外費用		
支払利息	1,464	1,880
その他	－	31
営業外費用合計	1,464	1,912
経常利益	47,131	126,894
特別利益		
固定資産売却益	※5 2,407	－
関係会社株式売却益	※4 11,860	－
特別利益合計	14,267	－
特別損失		
固定資産除却損	※6 3,846	－
特別損失合計	3,846	－
税引前当期純利益	57,553	126,894
法人税、住民税及び事業税	21,162	58,264
法人税等調整額	△3,577	△18,457
法人税等合計	17,584	39,807
当期純利益	39,968	87,087

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		26,783	19.9	30,434	10.9
Ⅱ　経費	※１	107,668	80.1	248,600	89.1
当期総費用		134,452	100.0	279,034	100.0
当期売上原価		134,452		279,034	

（注）

前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
※1　経費の主な内訳は次のとおりであります。	※1　経費の主な内訳は次のとおりであります。
紹介料　34,659千円	紹介料　147,553千円
通信費　56,895千円	通信費　43,662千円

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第１四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第１四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成28年12月31日）
売上高	246,991
売上原価	66,890
売上総利益	180,101
販売費及び一般管理費	126,386
営業利益	53,715
営業外収益	
自動販売機収入	19
営業外収益合計	19
営業外費用	
支払利息	512
上場関連費用	2,114
営業外費用合計	2,626
経常利益	51,108
税引前四半期純利益	51,108
法人税等	16,971
四半期純利益	34,137

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,000	－	－	90,084	90,084	100,084
当期変動額						
新株の発行	10,500	10,500	10,500			21,000
当期純利益				39,968	39,968	39,968
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	10,500	10,500	10,500	39,968	39,968	60,968
当期末残高	20,500	10,500	10,500	130,052	130,052	161,052

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	100,117
当期変動額			
新株の発行			21,000
当期純利益			39,968
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△33	△33	△33
当期変動額合計	△33	△33	60,935
当期末残高	－	－	161,052

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	20,500	10,500	10,500	130,052	130,052	161,052
当期変動額						
当期純利益				87,087	87,087	87,087
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	87,087	87,087	87,087
当期末残高	20,500	10,500	10,500	217,140	217,140	248,140

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	－	161,052
当期変動額		
当期純利益		87,087
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,627	1,627
当期変動額合計	1,627	88,714
当期末残高	1,627	249,767

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	57,553	126,894
減価償却費	6,773	6,171
受取利息及び受取配当金	△583	△35
支払利息	1,464	1,880
投資有価証券売却損益（△は益）	△1,408	－
固定資産売却損益（△は益）	△2,407	－
関係会社株式売却損益（△は益）	△11,860	－
固定資産除却損	3,846	－
売上債権の増減額（△は増加）	△14,411	△12,751
仕入債務の増減額（△は減少）	7,166	27,023
未払費用の増減額（△は減少）	2,901	△3,355
未払金の増減額（△は減少）	27,537	16,961
前受金の増減額（△は減少）	35,613	33,511
その他	7,336	1,751
小計	119,520	198,050
利息及び配当金の受取額	583	35
利息の支払額	△1,434	△1,667
法人税等の支払額	△26,326	△33,666
営業活動によるキャッシュ・フロー	92,343	162,751
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,000	△2,400
有形固定資産の取得による支出	△14,064	△3,291
有形固定資産の売却による収入	2,407	－
無形固定資産の取得による支出	－	△4,049
投資有価証券の売却による収入	11,408	－
関係会社株式の売却による収入	14,660	－
保険積立金の積立による支出	△6,711	△6,711
敷金及び保証金の差入による支出	△31,144	△1,646
敷金及び保証金の回収による収入	5,555	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,887	△18,098
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	90,000	220,000
長期借入金の返済による支出	△23,124	△68,990
株式の発行による収入	21,000	－
新株予約権の発行による収入	－	1,627
財務活動によるキャッシュ・フロー	87,876	152,637
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	160,331	297,290
現金及び現金同等物の期首残高	157,315	317,647
現金及び現金同等物の期末残高	※ 317,647	※ 614,938

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～15年
工具、器具及び備品	４～５年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～15年
工具、器具及び備品	４～６年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
（消費税等の会計処理）
　従来、消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっておりましたが、当事業年度より税抜方式へと変更致しました。この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
（減価償却方法の変更）
　法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
　この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
該当事項はありません。

（表示方法の変更）
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
該当事項はありません。

（追加情報）
前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
該当事項はありません。

（貸借対照表関係）
前事業年度（平成27年９月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（平成28年９月30日）
該当事項はありません。

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
関係会社への売上高	197,448千円	― 千円

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41％、当事業年度37％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59％、当事業年度63％であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
役員報酬	21,150千円	49,550千円
給料及び手当	54,498	81,534
減価償却費	4,781	4,225
支払手数料	39,391	35,294
貸倒引当金繰入額	255	666
ポイント引当金繰入額	250	△120

※３　一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
10,708千円	25,435千円

※４　関係会社株式売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
スタークス株式会社	11,760千円	― 千円
アスニカ株式会社	100	―
計	11,860	―

※５　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
車両運搬具	2,407千円	― 千円
計	2,407	―

※６　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
建物	1,265千円	― 千円
ソフトウエア	2,580	―
計	3,846	―

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	1,000	1,034,000	―	1,035,000
合計	1,000	1,034,000	―	1,035,000

（注）　普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりであります。

平成27年９月15日付株式分割（１：1,000）による増加　999,000株

平成27年９月30日を払い込み期日とする第三者割当増資による増加　35,000株

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,035,000	―	―	1,035,000
合計	1,035,000	―	―	1,035,000

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成28年ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	1,627
合計			―	―	―	―	1,627

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）	当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）
現金及び預金勘定	317,647千円	619,338千円
預入期間が３ケ月を超える定期預金	―	△4,400
現金及び現金同等物	317,647	614,938

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 （平成27年９月30日）
１年内	31,144
１年超	―
合計	31,144

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 （平成28年９月30日）
１年内	12,457
１年超	―
合計	12,457

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、その全てが１年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

業務上の関係を有する企業の株式は、定期的に時価や発行体の財政状況などを把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰り計画を更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	317,647	317,647	―
(2) 売掛金	31,994	31,994	―
(3) 敷金及び保証金	30,030	22,789	△7,241
資産計	379,673	372,431	△7,241
(1) 買掛金	11,780	11,780	―
(2) 未払金	67,954	67,954	―
(3) 未払費用	10,247	10,247	―
(4) 未払法人税等	25,045	25,045	―
(5) 預り金	5,869	5,869	―
(6) 長期借入金(*)	98,688	98,155	△532
負債計	219,585	219,052	△532

(*) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金及び預金、（２）売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（１）買掛金、（２）未払金、（３）未払費用、（４）未払法人税等、（５）預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（６）長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当事業年度（平成27年９月30日）
投資有価証券（非上場株式）	1,400
出資金	130

投資有価証券（非上場株式）及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	317,647	―	―	―
売掛金	31,994	―	―	―
敷金及び保証金	―	30,030	―	―
合計	349,642	30,030	―	―

４．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	27,016	23,402	22,020	19,642	6,608	―
合計	27,016	23,402	22,020	19,642	6,608	―

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、その全てが１年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

業務上の関係を有する企業の株式は、定期的に時価や発行体の財政状況などを把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰り計画を更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	619,338	619,338	―
(2) 売掛金	44,746	44,746	―
(3) 敷金及び保証金	30,007	24,466	△5,540
資産計	694,092	688,551	△5,540
(1) 買掛金	39,488	39,488	―
(2) 未払金	86,228	86,228	―
(3) 未払費用	6,886	6,886	―
(4) 未払法人税等	49,643	49,643	―
(5) 預り金	12,586	12,586	―
(6) 長期借入金(*)	249,698	250,897	1,199
負債計	444,532	445,731	1,199

(*) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金及び預金、（２）売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（１）買掛金、（２）未払金、（３）未払費用、（４）未払法人税等、（５）預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（６）長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当事業年度（平成28年９月30日）
投資有価証券（非上場株式）	1,400
出資金	130

投資有価証券（非上場株式）及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	619,338	―	―	―
売掛金	44,746	―	―	―
敷金及び保証金	―	30,007	―	―
合計	664,084	30,007	―	―

４．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	67,394	60,189	56,016	46,135	19,964	―
合計	67,394	60,189	56,016	46,135	19,964	―

（有価証券関係）

前事業年度（平成27年９月30日）

１．その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額は、投資有価証券1,400千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．売却したその他有価証券

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	―	―	―
(2) 債券			
①　国債・地方債等	―	―	―
②　社債	―	―	―
③　その他	11,408	1,408	―
(3) その他	―	―	―
合計	11,408	1,408	―

当事業年度（平成28年９月30日）

１．その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額は、投資有価証券1,400千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．売却したその他有価証券

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　３名 当社従業員　　７名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　　74,000株
付与日	平成27年９月15日
権利確定条件	ⅰ権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。 ⅱ当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。 ⅲ新株予約権者が死亡していないこと。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成29年９月16日 至平成37年９月14日

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権
権利確定前 （株）	
前事業年度末	―
付与	74,000
失効	―
権利確定	―
未確定残	74,000
権利確定後 （株）	
前事業年度末	―
権利確定	―
権利行使	―
失効	―
未行使残	―

② 単価情報

	第１回新株予約権
権利行使価格 （円）	600
行使時平均株価 （円）	―
付与日における公正な評価単価 （円）	―

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（１）当事業年度末における本源的価値の合計額 －千円

（２）当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 －千円

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　３名 当社従業員　　７名	当社従業員　　17名	当社取締役　　４名 当社従業員　　３名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　　74,000株	普通株式　　35,000株	普通株式　　35,000株
付与日	平成27年９月15日	平成28年９月13日	平成28年９月13日
権利確定条件	（注）２、３、４	（注）２、３、４	（注）２、３、４、５
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成29年９月16日 至平成37年９月14日	自平成30年９月14日 至平成38年８月23日	自平成30年１月１日 至平成33年12月31日

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

３．当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。

４．新株予約権者が死亡していないこと。

５．ｉ 平成29年９月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、平成28年９月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30％を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、新株予約権者は、下記に定めるそれぞれの予算達成割合のうち低い方の達成割合に応じて、新株予約権行使可能数を調整する。予算達成割合が100％の場合に上限個数の80％を行使可能とし、同様に、予算達成割合が80％の場合に上限個数の60％、予算達成割合が70％の場合に上限個数の50％を行使可能とする。予算達成割合が70％未満の場合は、新株予約権の行使可能数は０個とする。

ⅱ 平成30年９月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、平成28年９月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30％を上限に新株予約権を行使できる。ただし売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、ｉと同様に行使可能数を調整する。

ⅲ 平成31年９月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、平成28年９月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の40％を上限に新株予約権を行使できる。ただし売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、ｉと同様に行使可能数を調整する。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利確定前 （株）			
前事業年度末	74,000	―	―
付与	―	35,000	35,000
失効	10,000	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	64,000	35,000	35,000
権利確定後 （株）			
前事業年度末	―	―	―
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利行使価格 （円）	600	600	600
行使時平均株価 （円）	―	―	―
付与日における公正な評価単価 （円）	―	―	―

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（１）当事業年度末における本源的価値の合計額 －千円

（２）当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 －千円

（税効果会計関係）

前事業年度（平成27年９月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成27年９月30日）
繰延税金資産	
研究開発費	3,676千円
減価償却費	1,707
未払事業税	2,184
ポイント引当金	657
未払賞与	520
敷金及び保証金	393
その他	609
繰延税金資産計	9,751
繰延税金負債	
保険積立金	△2,828
繰延税金負債計	△2,828
繰延税金資産の純額	6,922

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （平成27年９月30日）
法定実効税率	37.1%
（調整）	
軽減税率適用による影響	△1.5
法人税額特別控除	△5.3
住民税均等割	0.3
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.6

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に国会で成立し、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の37.1%から35.4%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年９月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成28年９月30日）
繰延税金資産	
研究開発費	8,742千円
買掛金	7,902
減価償却費	4,224
未払事業税	4,673
ポイント引当金	367
未払賞与	953
敷金及び保証金	962
その他	320
繰延税金資産計	28,147
繰延税金負債	
保険積立金	△2,767
繰延税金負債計	△2,767
繰延税金資産の純額	25,380

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （平成28年９月30日）
法定実効税率	35.4%
（調整）	
軽減税率適用による影響	△0.6
法人税額特別控除	△3.2
住民税均等割	0.1
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の35.4%から平成28年10月１日に開始する事業年度及び平成29年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成30年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（持分法損益等）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当社は、事務所の賃貸借契約に基づく将来の退去時における原状回復費用等相当額を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当社は、事務所の賃貸借契約に基づく将来の退去時における原状回復費用等相当額を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	たまごリピート	ヒキアゲール	合計
外部顧客への売上高	440,316	10,194	450,511

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
スタークス株式会社	196,632	EC支援事業
株式会社ゼウス	54,710	EC支援事業

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	たまごリピート	ヒキアゲール	合計
外部顧客への売上高	739,782	46,675	786,458

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社ゼウス	84,299	EC支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	スタークス株式会社	東京都港区	9,500	システムの販売	（所有）直接40.0	当社システムの販売代理店	当社システムの販売（注）２	196,632	—	—

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

３．スタークス株式会社については、平成27年９月28日に株式を一部売却したことにより、関連当事者には該当しなくなったため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を、また、所有割合は関連当事者に該当していた時点での割合を記載しております。

（イ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	佐川　隼人	—	—	当社代表取締役社長	（被所有）直接94.7	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）２	98,688	—	—
							本社事務所賃貸借契約に対する債務被保証（注）３	28,641	—	—

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．当社の銀行借入に係る債務保証を受けております。取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

３．当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。取引金額には、年間賃借料を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（イ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	佐川　隼人	―	―	当社代表取締役社長	（被所有） 直接44.4 間接50.2	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）２	235,529	―	―
							本社事務所賃貸借契約に対する債務被保証（注）３	32,389	―	―

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．当社の銀行借入に係る債務保証を受けております。取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

３．当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。取引金額には、年間賃借料を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

（１株当たり情報）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
１株当たり純資産額	155.60円
１株当たり当期純利益金額	39.96円

（注）１．平成27年９月15日付で普通株式１株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「１株当たり純資産額」及び「１株当たり当期純利益金額」を算定しております。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
当期純利益金額（千円）	39,968
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	39,968
期中平均株式数（株）	1,000,096
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数74,000個）。 なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
１株当たり純資産額	239.74円
１株当たり当期純利益金額	84.14円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
当期純利益金額（千円）	87,087
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	87,087
期中平均株式数（株）	1,035,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権３種類（新株予約権の数134,000個）。（注）３．なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

３．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

（重要な後発事象）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第１四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当第１四半期会計期間から適用しております。

（賞与引当金）

前事業年度末においては、賞与の確定金額を「未払金」として計上しておりましたが、当第１四半期会計期間末は支払額が確定していないため、支給見込額を「賞与引当金」として計上しております。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第１四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成28年12月31日）
減価償却費	1,425千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第１四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）

当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第１四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成28年12月31日）
１株当たり四半期純利益金額	32.98円
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	34,137
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	34,137
普通株式の期中平均株式数（株）	1,035,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	10,176	1,660	—	11,837	4,331	1,882	7,506
工具、器具及び備品	3,222	2,931	—	6,153	2,904	1,768	3,248
有形固定資産計	13,398	4,592	—	17,991	7,236	3,650	10,755
無形固定資産							
ソフトウエア	9,727	4,049	—	13,777	5,902	2,520	7,875
無形固定資産計	9,727	4,049	—	13,777	5,902	2,520	7,875
長期前払費用	681	—	—	681	585	302	95

当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア　会計システム導入によるもの　2,088千円

セキュリティソフト導入によるもの　1,771千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（％）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	27,016	67,394	0.85	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	71,672	182,304	0.76	平成29年～33年
合計	98,688	249,698	－	－

（注）１．平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	60,189	56,016	46,135	19,964

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	255	921	—	255	921
ポイント引当金	1,860	—	677	120	1,062

（注）１．貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

２．ポイント引当金の「当期減少額（その他）」は、付与ポイントの失効及び解約による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	177
預金	
普通預金	614,760
定期預金	4,400
小計	619,160
合計	619,338

ロ．売掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ゼウス	20,290
株式会社ネットプロテクションズ	5,305
ＧＭＯペイメントゲートウェイ株式会社	3,680
スタークス株式会社	3,525
株式会社電算システム	573
その他	11,371
合計	44,746

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（％） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
31,994	284,351	271,599	44,746	85.9	49.3

（注）　当期発生高には消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
スタークス株式会社	35,149
株式会社ゼウス	1,758
ＧＭＯペイメントゲートウェイ株式会社	1,496
株式会社GeeeN	630
Amazon Web Services, Inc.	234
その他	218
合計	39,488

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
消費税	19,913
賞与	14,565
給与	11,356
American Express International,Inc.	9,200
シェイプウィン株式会社	7,506
その他	23,687
合計	86,228

ハ．未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税等	49,643
合計	49,643

ニ．前受金

相手先	金額（千円）
株式会社ヤッホーブルーイング	1,797
株式会社ニュートリション・アクト	1,123
REDAS株式会社	1,101
株式会社ミオナ	1,064
株式会社アイデアスコープ	1,020
その他	107,030
合計	113,138

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月１日から翌年９月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から３か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１． 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店 無料 ―
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店　（注）１． 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL　http://temona.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成27年９月１日	佐川　隼人	東京都大田区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	中野　賀通	埼玉県川口市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役CTO）（注）４	20	無償贈与	経営参画意識向上のため
平成28年３月25日	佐川　隼人	東京都大田区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	株式会社gatz 代表取締役 佐川　隼人	東京都大田区上池台一丁目28番５号（注）５	特別利害関係者等（大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）（注）４	520,000	312,000,000（600）（注）６	所有者の事情による

（注）１．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日（平成26年10月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合には、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
(2) 当社の大株主上位10名
(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

４．当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

５．株式会社gatzは、平成29年２月1日において東京都渋谷区神宮前六丁目28番９号東武ビル６階へ移転しております。

６．移動価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格であります。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①
発行年月日	平成27年９月30日	平成27年９月15日
種類	普通株式	第１回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	35,000株	普通株式　74,000株
発行価格	600円（注）3	600円（注）３
資本組入額	300円	300円
発行価額の総額	21,000,000円	44,400,000円
資本組入額の総額	10,500,000円	22,200,000円
発行方法	第三者割当	平成27年９月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	―	―

項目	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成28年９月13日	平成28年９月13日
種類	第２回新株予約権 （ストックオプション）	第３回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	普通株式　35,000株	普通株式　35,000株
発行価格	600円（注）3	600円（注）３
資本組入額	300円	300円
発行価額の総額	21,000,000円	21,000,000円
資本組入額の総額	10,500,000円	10,500,000円
発行方法	平成28年９月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成28年９月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）２	（注）２

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

（１）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項ついて確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（2）同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（3）新規上場申請者が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

（4）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成28年９月30日であります。

２．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員との間で報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を参考として決定しております。

４．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	600円	600円	600円
行使期間	自　平成29年９月16日 至　平成37年９月14日	自　平成30年９月14日 至　平成38年８月23日	自　平成30年１月１日 至　平成33年12月31日
行使の条件	「第二部　企業情報　第4　提出会社の状況　1　株式等の状況（2）新株予約権の状況」に記載の通りであります。	「第二部　企業情報　第4　提出会社の状況　1　株式等の状況（2）新株予約権の状況」に記載の通りであります。	「第二部　企業情報　第4　提出会社の状況　1　株式等の状況（2）新株予約権の状況」に記載の通りであります。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

２【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
株式会社ファインドスター 代表取締役　渡邊　敦彦 資本金　65百万円	東京都千代田区三崎町一丁目４番17号	ダイレクトマーケティング支援事業	15,000	9,000,000 (600)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
NOS Ventures, LLC managing Director 中垣徹二郎	55 East Third Avenue, San Mateo CA	投資事業組合	9,100	5,460,000 (600)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
株式会社コバ 代表取締役社長　小林靖弘 資本金　0.2百万円	東京都世田谷区砧八丁目30番１号	経営コンサルティング事業	5,000	3,000,000 (600)	特別利害関係者等（大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
渡邊一正	大阪府豊中市	会社役員	5,000	3,000,000 (600)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
株式会社MSERRT 代表取締役社長　丹下大 資本金　0.1百万円	東京都渋谷区広尾三丁目14番17号-403	コンサルティング事業	900	540,000 (600)	特別利害関係者等（大株主上位10名）

（注）株式会社ファインドスター、Nos Ventures, LLC、株式会社コバ、渡邊一正及び株式会社MSERRTは、当該第三者割当により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

平成27年９月15日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
鈴木　隆廉	千葉県千葉市中央区	会社役員	15,000	9,000,000 (600)	特別利害関係者等（当社の取締役CFO）
中野　賀通	埼玉県川口市	会社役員	12,000	7,200,000 (600)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役CTO）
宮崎　善輝	東京都新宿区	会社役員	12,000	7,200,000 (600)	特別利害関係者等（当社の取締役COO）
金木　友宏	千葉県船橋市	会社員	5,000	3,000,000 (600)	当社従業員
西山　光彦	東京都港区	会社員	5,000	3,000,000 (600)	当社従業員
梅原　翔吾	千葉県浦安市	会社員	5,000	3,000,000 (600)	当社従業員
高橋　和樹	東京都大田区	会社員	5,000	3,000,000 (600)	当社従業員
原戸　晴奈	東京都品川区	会社員	5,000	3,000,000 (600)	当社従業員

（注）退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

平成28年９月13日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
太田　佳宏	東京都目黒区	会社員	3,000	1,800,000 (600)	当社従業員
田村　耕一	神奈川県横浜市青葉区	会社員	3,000	1,800,000 (600)	当社従業員
工藤　長人	東京都渋谷区	会社員	3,000	1,800,000 (600)	当社従業員
金城　慧	東京都世田谷区	会社員	2,500	1,500,000 (600)	当社従業員
植木　美帆	東京都新宿区	会社員	2,500	1,500,000 (600)	当社従業員
重井　孝之	東京都中野区	会社員	2,500	1,500,000 (600)	当社従業員
吉澤　哉	千葉県市川市	会社員	2,000	1,200,000 (600)	当社従業員
青栁　陽介	千葉県船橋市	会社員	2,000	1,200,000 (600)	当社従業員
細田　和宏	東京都港区	会社員	2,000	1,200,000 (600)	当社従業員
大塚　康平	東京都江戸川区	会社員	2,000	1,200,000 (600)	当社従業員
齋藤　旬平	東京都世田谷区	会社員	2,000	1,200,000 (600)	当社従業員
皆川　勇太	東京都杉並区	会社員	2,000	1,200,000 (600)	当社従業員
桜井　友陽	東京都渋谷区	会社員	2,000	1,200,000 (600)	当社従業員
根岸　洋康	東京都渋谷区	会社員	1,500	900,000 (600)	当社従業員
榎　佳祐	東京都北区	会社員	1,000	600,000 (600)	当社従業員
内海　係治	東京都杉並区	会社員	1,000	600,000 (600)	当社従業員
佐藤　陽一	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	1,000	600,000 (600)	当社従業員

平成28年９月13日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
佐川　隼人	東京都大田区	会社役員	14,000	8,400,000（600）	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）
中野　賀通	埼玉県川口市	会社役員	8,000	4,800,000（600）	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役CTO）
鈴木　隆廉	千葉県千葉市中央区	会社役員	5,000	3,000,000（600）	特別利害関係者等（当社の取締役CFO）
宮崎　善輝	東京都新宿区	会社役員	2,600	1,560,000（600）	特別利害関係者等（当社の取締役COO）
青柳　陽介	千葉県船橋市	会社員	1,800	1,080,000（600）	当社従業員
重井　孝之	東京都中野区	会社員	1,800	1,080,000（600）	当社従業員
細田　和宏	東京都港区	会社員	1,800	1,080,000（600）	当社従業員

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ｇａｔｚ（注）１、３	東京都渋谷区神宮前六丁目28番９号 東武ビル６階	520,000	44.48
佐川　隼人（注）１、２	東京都大田区	474,000 (14,000)	40.55 (1.20)
中野　賀通（注）１、４	埼玉県川口市	40,000 (20,000)	3.42 (1.71)
鈴木　隆廉（注）４	千葉県千葉市中央区	20,000 (20,000)	1.71 (1.71)
株式会社ファインドスター（注）１	東京都千代田区三崎町一丁目４番17号	15,000	1.28
宮崎　善輝（注）４	東京都新宿区	14,600 (14,600)	1.25 (1.25)
NOS Ventures, LLC（注）１	55 East Third Avenue, San Mateo CA	9,100	0.78
株式会社コバ（注）１、３	東京都世田谷区砧八丁目30番１号	5,000	0.43
渡邊　一正（注）１	大阪府豊中市	5,000	0.43
金木　友宏（注）５	千葉県船橋市	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)
西山　光彦（注）５	東京都港区	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)
梅原　翔吾（注）５	千葉県浦安市	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)
高橋　和樹（注）５	東京都大田区	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)
原戸　晴奈（注）５	東京都品川区	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)
重井　孝之（注）５	東京都中野区	4,300 (4,300)	0.37 (0.37)
青栁　陽介（注）５	千葉県船橋市	3,800 (3,800)	0.33 (0.33)
細田　和宏（注）５	東京都港区	3,800 (3,800)	0.33 (0.33)
太田　佳宏（注）５	東京都目黒区	3,000 (3,000)	0.26 (0.26)
田村　耕一（注）５	神奈川県横浜市青葉区	3,000 (3,000)	0.26 (0.26)
工藤　長人（注）５	東京都渋谷区	3,000 (3,000)	0.26 (0.26)
金城　慧（注）５	東京都世田谷区	2,500 (2,500)	0.21 (0.21)
植木　美帆（注）５	東京都新宿区	2,500 (2,500)	0.21 (0.21)
吉澤　哉（注）５	千葉県市川市	2,000 (2,000)	0.17 (0.17)
大塚　康平（注）５	東京都江戸川区	2,000 (2,000)	0.17 (0.17)
齋藤　旬平（注）５	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.17 (0.17)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
皆川　勇太（注）５	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.17 (0.17)
桜井　友陽（注）５	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.17 (0.17)
根岸　洋康（注）５	東京都渋谷区	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
榎　佳祐（注）５	東京都北区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
内海　係治（注）５	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
佐藤　陽一（注）５	神奈川県横浜市神奈川区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
株式会社MSERRT（注）１	東京都渋谷区広尾三丁目14番17号-403	900	0.08
計	－	1,169,000 (134,000)	100.00 (11.46)

（注）１．特別利害関係者等(大株主上位10名)
２．特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
３．特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
４．特別利害関係者等(当社の取締役)
５．当社の従業員
６．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
７．( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年２月24日

テモナ株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡本　和巳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野水　善之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテモナ株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テモナ株式会社の平成27年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年２月24日

テモナ株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡本　和巳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野水　善之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテモナ株式会社の平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テモナ株式会社の平成28年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年２月24日

テモナ株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡本　和巳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野水　善之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテモナ株式会社の平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第９期事業年度の第１四半期会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第１四半期累計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、テモナ株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

TEMONA

株式会社プロネクサス 印刷